

第3編

少年非行の動向と 非行少年の処遇



少年鑑別所における地域援助（模擬）の様子

【写真提供：法務省矯正局】



立ち直りと関係する食材を使った寄付メニュー
「立ち直りのワンプレートアクション」

【写真提供：法務省保護局】

- 第1章 少年非行の動向
- 第2章 非行少年の処遇
- 第3章 少年の刑事手続

この編において、非行少年とは、家庭裁判所の審判に付すべき少年、すなわち、①犯罪少年、②触法少年及び③ぐ犯少年をいう（少年法3条1項）。

第1節 少年による刑法犯

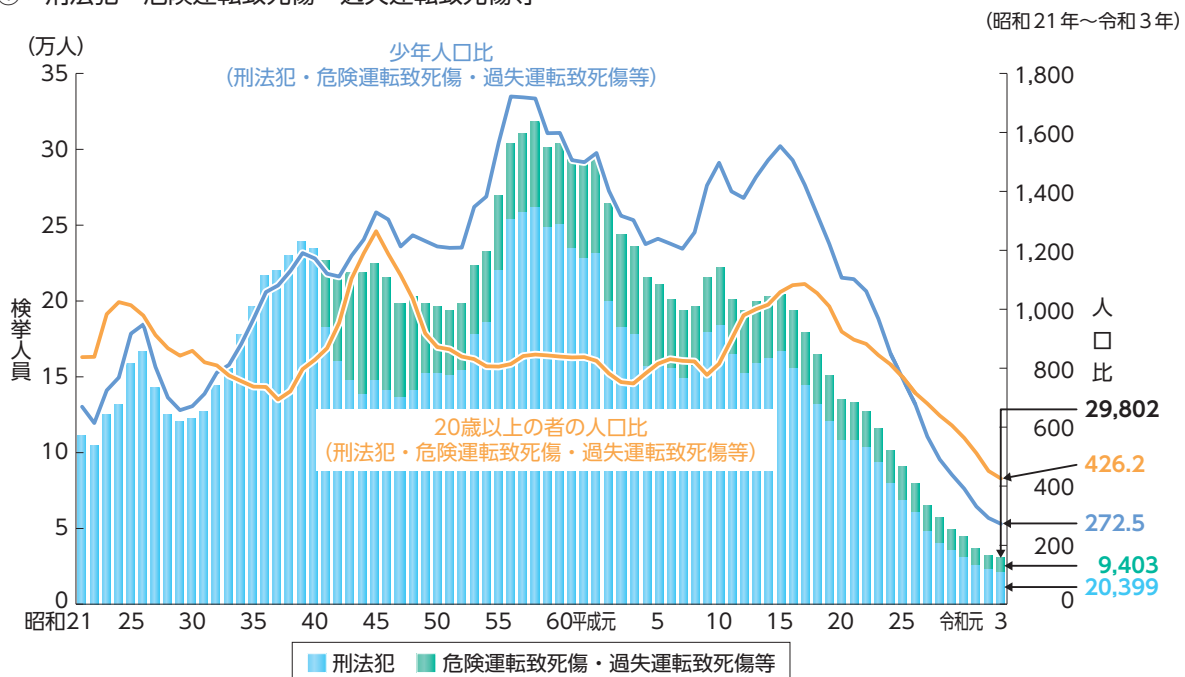
1 検挙人員

少年による刑法犯、危険運転致死傷及び過失運転致死傷等の検挙人員（触法少年の補導人員を含む。特に断らない限り、以下この節において同じ。）並びに人口比の推移（昭和21年以降）は、**3-1-1-1 図①**のとおりである（CD-ROM資料**3-1**参照）。少年による刑法犯、危険運転致死傷及び過失運転致死傷等の検挙人員の推移には、昭和期において、26年の16万6,433人をピークとする第一の波、39年の23万8,830人をピークとする第二の波、58年の31万7,438人をピークとする第三の波という三つの大きな波が見られる。平成期においては、平成8年から10年及び13年から15年にそれぞれ一時的な増加があったものの、全体としては減少傾向にあり、24年以降戦後最少を記録し続け、令和3年は戦後最少を更新する2万9,802人（前年比7.1%減）であった。

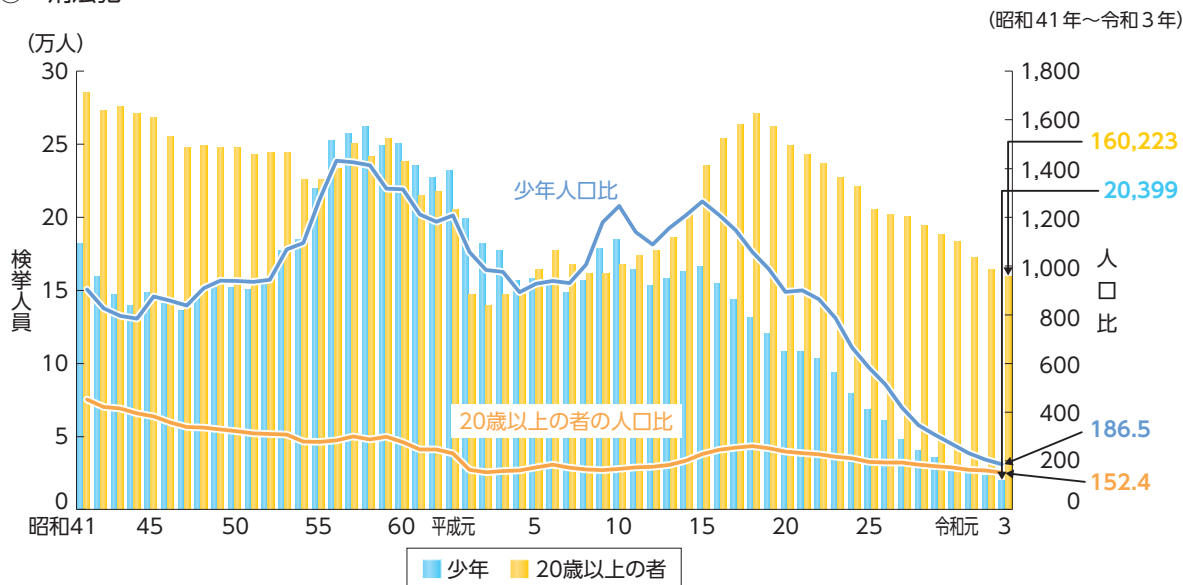
3-1-1-1 図②は、少年による刑法犯の検挙人員及び人口比の推移（昭和41年以降）を20歳以上の者と比較して見たものである。少年による刑法犯の検挙人員は、平成16年以降減少し続けており、令和3年は2万399人（前年比9.5%減）であった。少年の人口比についても低下傾向が見られ、3年は186.5（同9.3%減）と人口比の最も高かった昭和56年（1,432.2）の約8分の1になっており、20歳以上の者の人口比と比較すると依然として約1.2倍と高いものの、20歳以上の者の人口比にそれほど大きな変動がないため、その差は減少傾向にある。

3-1-1-1 図 少年による刑法犯等 検挙人員・人口比の推移

① 刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等



② 刑法犯



- 注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者は、20歳以上の者として計上している。
 3 触法少年の補導人員を含む。
 4 「少年人口比」は、10歳以上の少年10万人当たりの、「20歳以上の者の人口比」は、20歳以上の者10万人当たりの、それぞれの検挙人員である。
 5 昭和40年以前は、道路上の交通事故に係らない業務上(重)過失致死傷はもとより、道路上の交通事故に係る業務上(重)過失致死傷についても、「刑法犯」に含めて計上している。
 6 ①において、昭和45年以降は、過失運転致死傷等による触法少年を除く。

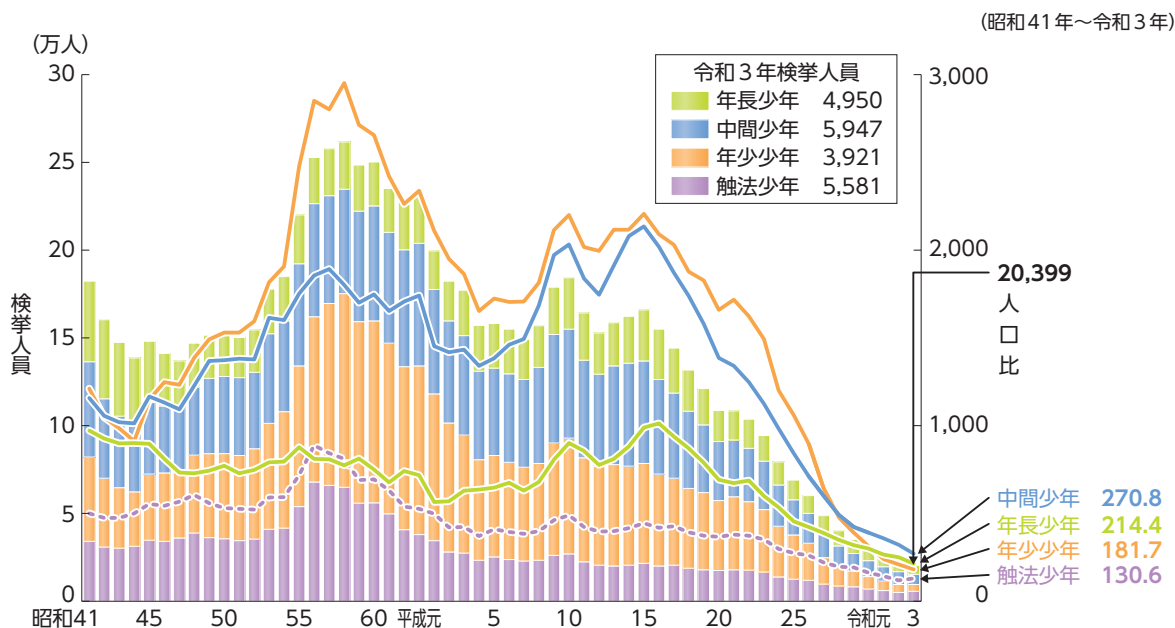
2 属性による動向

(1) 年齢層別動向

ア 年齢層別検挙人員・人口比の推移

少年による刑法犯の検挙人員及び人口比の推移(昭和41年以降)を年齢層別に見ると、3-1-1-2 図のとおりである(CD-ROM資料3-2参照)。令和元年以降は、年少少年の人口比が中間少年及び年長少年の人口比をいずれも下回っている。

3-1-1-2 図 少年による刑法犯 検挙人員・人口比の推移(年齢層別)

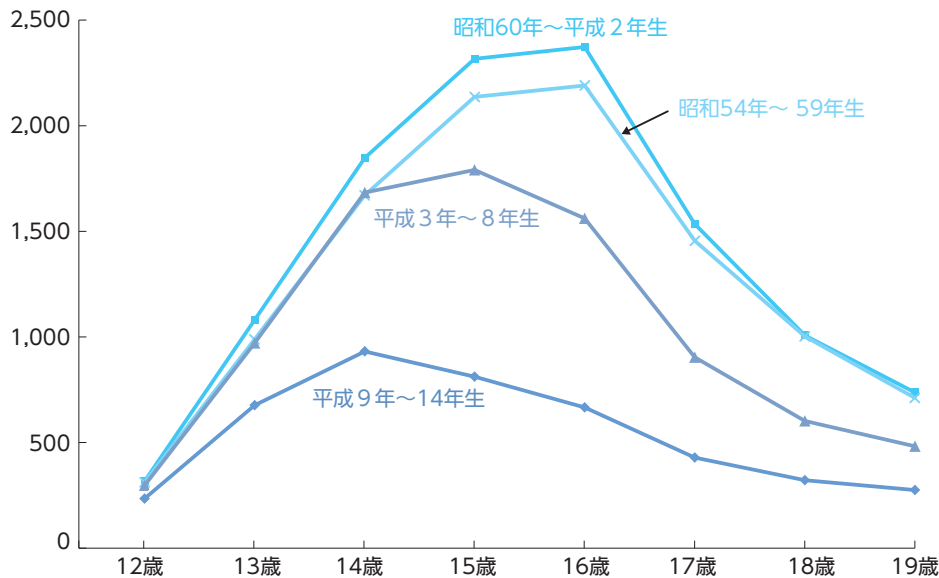


- 注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 検挙人員中の「触法少年」は、補導人員である。
 4 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。
 5 「人口比」は、各年齢層の少年10万人当たりの刑法犯検挙(補導)人員である。なお、触法少年の人口比算出に用いた人口は、10歳以上14歳未満の人口である。

イ 非行少年率

3-1-1-3図は、少年の成長に伴う非行率の変化を知るために、出生年（推計）が昭和54年から平成14年までの者について、6年ごとに世代を区分し、各世代について、12歳から19歳までの各年齢時における**非行少年率**（各年齢の者10万人当たりの刑法犯検挙（補導）人員をいう。以下この項において同じ。）の推移を見たものである。昭和54年～59年生まれの世代は、ピークが16歳の2,190.3となっている。昭和60年～平成2年生まれの世代も、ピークは16歳であるが、2,372.7に上昇している。平成3年～8年生まれの世代は、ピークが15歳になり、1,790.7に低下している。平成9年～14年生まれの世代は、ピークが14歳と更に下がり、931.3に低下している。同世代の非行少年率は、12歳から19歳までの各年齢時において、全世代の中で一貫して最も低い。

3-1-1-3図 少年による刑法犯 非行少年率の推移



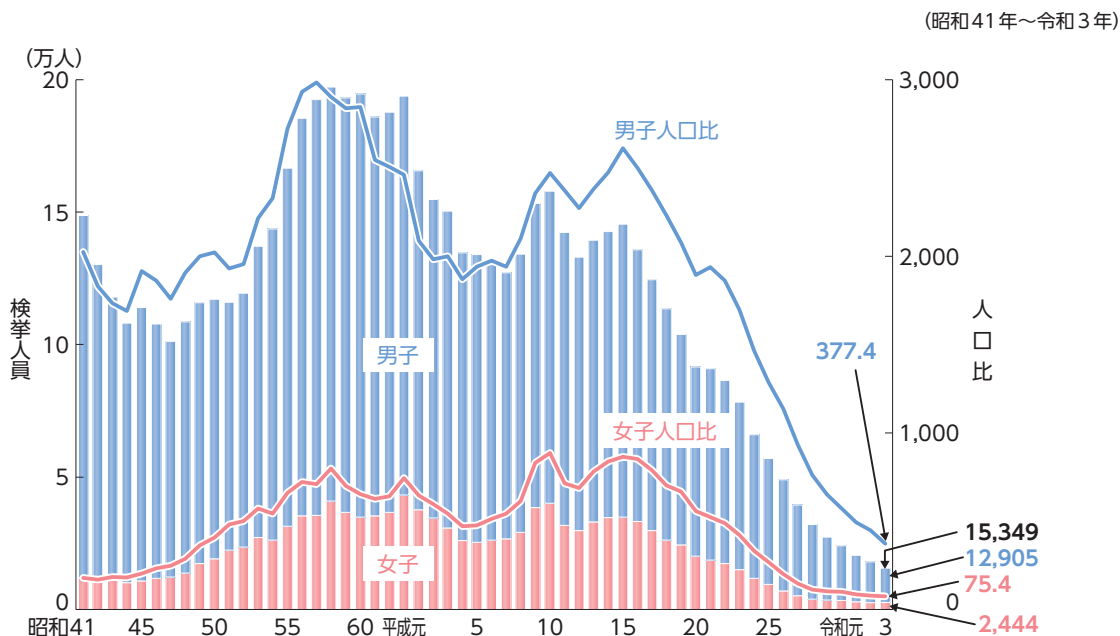
- 注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 平成14年から26年の検挙人員については、危険運転致死傷によるものを含む。
 4 「非行少年率」は、各世代について、当時における各年齢の者10万人当たりの刑法犯検挙（補導）人員をいう。

(2) 男女別動向

3-1-1-4図は、犯罪少年による刑法犯の検挙人員及び人口比の推移（昭和41年以降）を男女別に見たものである（なお、20歳以上の女性と少年女子の検挙人員及び女性比の推移は、4-7-1-1図参照）。

女子比は、平成20年以降低下し続けていたが、29年から上昇に転じ、令和3年は15.9%（前年比1.6pt上昇）であった（CD-ROM参照）。

3-1-1-4図 少年による刑法犯 検挙人員・人口比の推移（男女別）

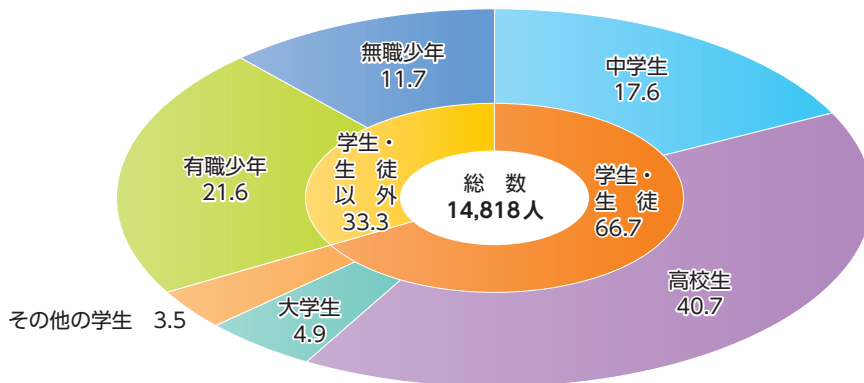


- 注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
- 2 犯行時の年齢による。
- 3 触法少年の補導人員を含まない。
- 4 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。
- 5 「男子人口比」は、14歳以上の男子少年10万人当たりの、「女子人口比」は、14歳以上の女子少年10万人当たりの、それぞれ刑法犯検挙人員である。

(3) 就学・就労状況

令和3年における犯罪少年による刑法犯の検挙人員の就学・就労状況別構成比を見ると、3-1-1-5図のとおりである。

3-1-1-5図 少年による刑法犯 検挙人員の就学・就労状況別構成比



- 注 1 警察庁の統計による。
- 2 犯行時の就学・就労状況による。
- 3 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
- 4 触法少年の補導人員を含まない。

3 罪名別動向

令和3年における少年による刑法犯の検挙人員（男女別）及び少年比を罪名別に見ると、**3-1-1-6表**のとおりである（CD-ROM資料**3-3**、**3-4**及び**3-5**参照）。

なお、特殊詐欺（第1編第1章第2節3項（4）参照）による少年の検挙人員について見ると、令和3年は433人（前年比58人（11.8%）減）であり、特殊詐欺による検挙人員全体の18.2%を占めている（警察庁刑事局の資料による。）。

3-1-1-6表 少年による刑法犯 検挙人員・少年比（罪名別、男女別）

（令和3年）

罪 名	総 数		男 子	女 子		少年比
					女子比	
総 数	20,930	(100.0)	17,296	3,634	17.4	11.6
殺 人	43	(0.2)	32	11	25.6	5.1
強 盗	238	(1.1)	221	17	7.1	16.3
放 火	58	(0.3)	46	12	20.7	10.3
強 制 性 交 等	170	(0.8)	168	2	1.2	13.4
暴 行	1,362	(6.5)	1,209	153	11.2	5.5
傷 害	1,933	(9.2)	1,751	182	9.4	10.9
恐 喝	326	(1.6)	282	44	13.5	25.9
窃 盗	10,869	(51.9)	8,292	2,577	23.7	12.4
詐 欺	1,028	(4.9)	859	169	16.4	9.9
横 領	1,290	(6.2)	1,161	129	10.0	13.2
遺失物等横領	1,270	(6.1)	1,143	127	10.0	14.3
強制わいせつ	444	(2.1)	437	7	1.6	14.4
住 居 侵 入	979	(4.7)	907	72	7.4	26.9
器 物 損 壊	881	(4.2)	768	113	12.8	17.3
そ の 他	1,309	(6.3)	1,163	146	11.2	9.9

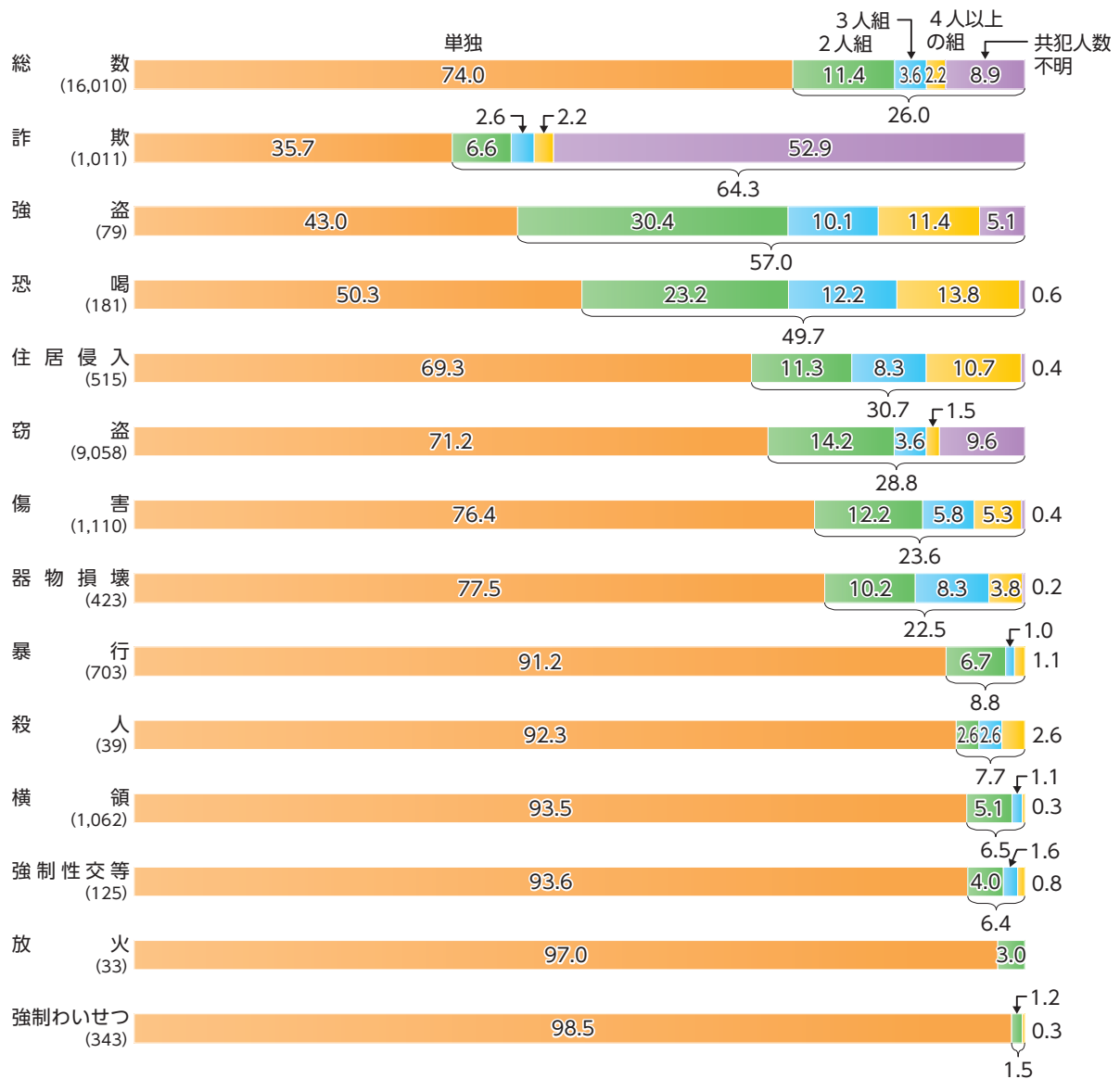
- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 触法少年の補導人員を含む。
 4 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 5 「遺失物等横領」は、横領の内数である。
 6 () 内は、構成比である。

4 共犯事件

令和3年における刑法犯の検挙事件（触法少年の補導件数を含まない。また、捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。）のうち、少年のみによる事件（少年の単独犯又は少年のみの共犯による事件）での共犯率（共犯による事件数（共犯事件であるものの、共犯者の人数が明らかでないものを含む。）の占める比率をいう。）・共犯者数別構成比を主な罪名別に見ると、3-1-1-7図のとおりである。総数では、少年のみによる事件での共犯率は26.0%であり、20歳以上の者のみによる事件（20歳以上の者の単独犯又は20歳以上の者のみの共犯による事件）での共犯率（12.4%）と比べて高い（CD-ROM参照）。

3-1-1-7図 少年のみによる刑法犯 検挙事件の共犯率・共犯者数別構成比（罪名別）

（令和3年）



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 触法少年の補導件数は含まない。
 4 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
 5 「共犯人数不明」は、共犯事件であるものの、共犯者の人数が明らかでないものを計上している。
 6 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 7 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 8 ()内は、件数である。

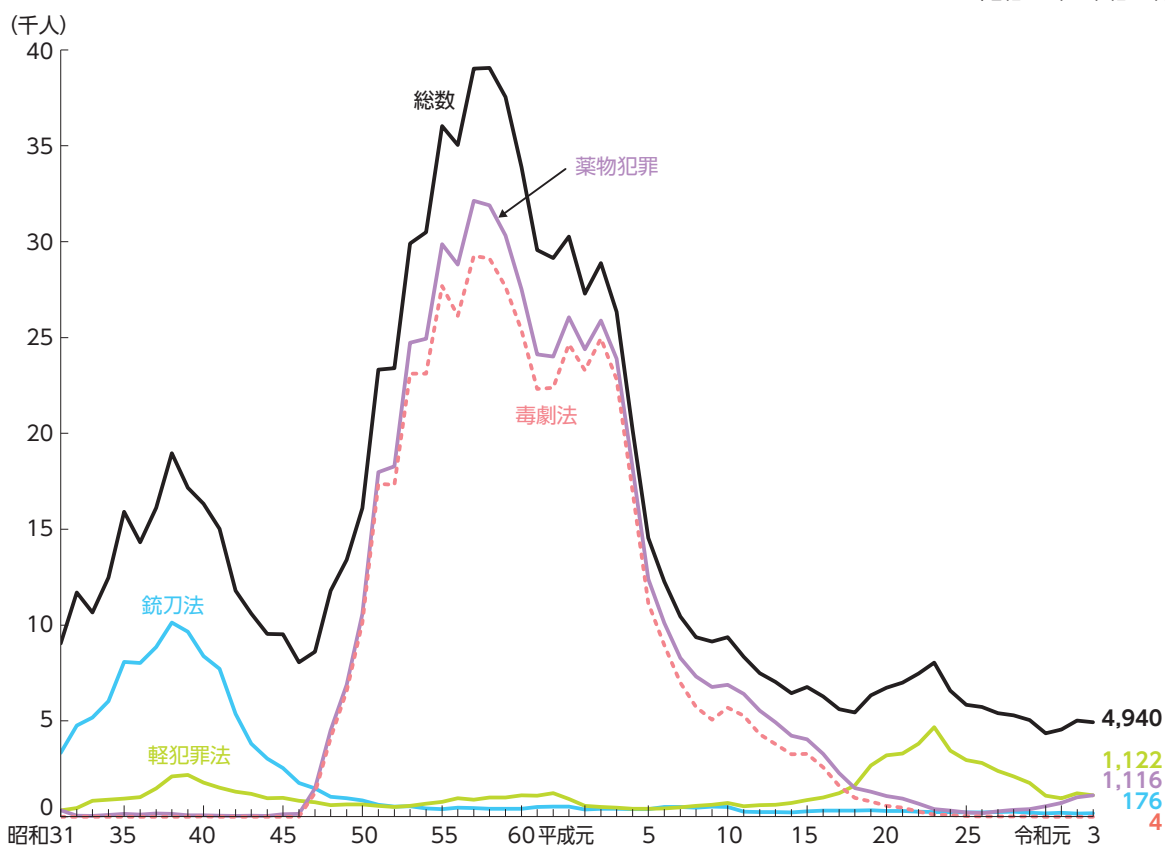
第2節 少年による特別法犯

1 検挙人員

犯罪少年による特別法犯（平成15年までは交通関係4法令違反（昭和36年までは道路交通取締法（昭和22年法律第130号）違反を含む。）を除き、平成16年以降は交通法令違反を除く。以下この項において同じ。）の検挙人員の推移（昭和31年以降）は、3-1-2-1図のとおりである（罪名別検挙人員については、CD-ROM資料3-6参照）。その総数は、38年（1万8,967人）と58年（3万9,062人）をピークとする大きな波が見られた後、平成3年から18年にかけて大きく減少した。19年に増加に転じ、24年から再び減少し続けた後、令和元年から再び増加に転じたが、3年は4,940人（前年比1.6%減）であった。罪名別に見ると、薬物犯罪（覚醒剤取締法、大麻取締法、麻薬取締法、あへん法及び毒劇法の各違反をいう。以下この節において同じ。）の人員は、昭和57年（3万2,129人）をピークとする大きな波が見られた後、平成26年（190人）を底として、翌年からは増加し続けている。軽犯罪法違反の人員は、平成18年以降一貫して特別法犯の中で最も多く、同年以降の軽犯罪法違反の人員を違反態様別に見ると、30年及び令和元年は「業務妨害の罪」（同法1条31号）が最も多かったが、その他の年は「田畑等侵入の罪」（同法1条32号）が最も多い（警察庁の統計による）。

3-1-2-1図 少年による特別法犯 検挙人員の推移

(昭和31年～令和3年)

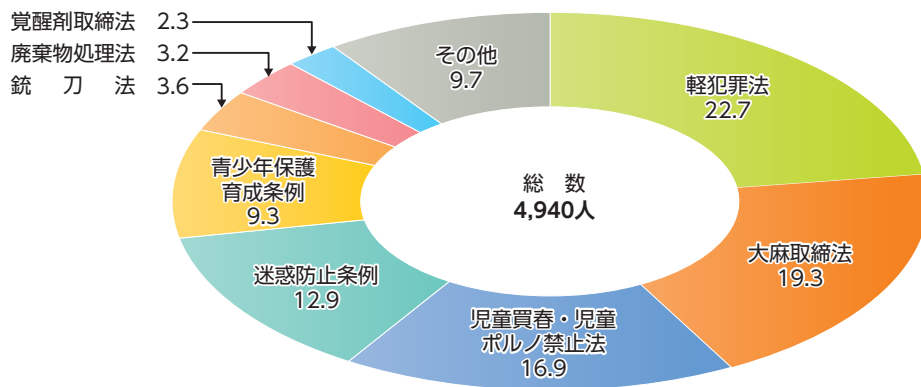


- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 触法少年を含まない。
 4 「薬物犯罪」は、覚醒剤取締法、大麻取締法、麻薬取締法、あへん法及び毒劇法の各違反をいう。
 5 平成15年までは交通関係4法令違反（昭和36年までは道路交通取締法違反を含む。）を除き、平成16年以降は交通法令違反を除く。

令和3年における犯罪少年による特別法犯の検挙人員の罪名別構成比は、3-1-2-2図のとおりである。

3-1-2-2図 少年による特別法犯 検挙人員の罪名別構成比

(令和3年)



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 触法少年を含まない。
 4 交通法令違反を除く。

2 薬物犯罪

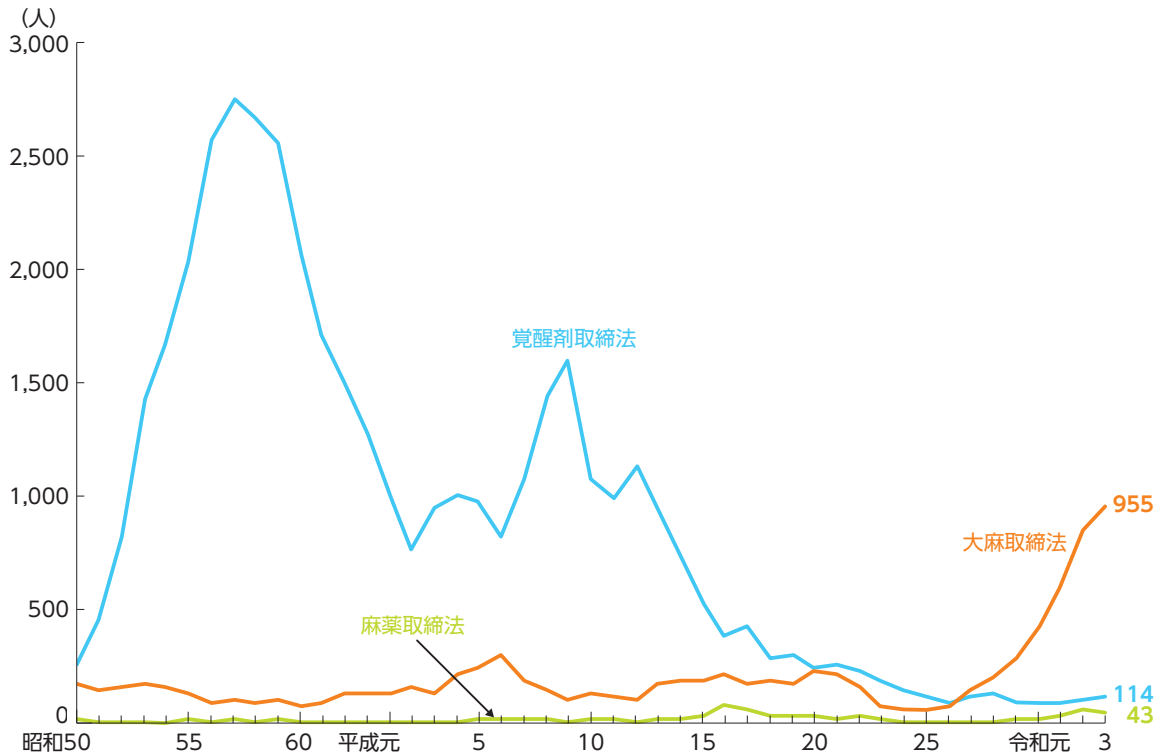
犯罪少年の薬物犯罪においては、昭和47年に毒劇法が改正されてシンナーの乱用行為等が犯罪とされた後、同法違反が圧倒的多数を占め、その検挙人員（警察が検挙した者に限る。以下この項において同じ。）は、57年にピーク（2万9,254人）を迎え、その後は大きく減少し、令和3年は4人であった（3-1-2-1図及びCD-ROM資料3-6参照）。

犯罪少年による覚醒剤取締法、大麻取締法及び麻薬取締法の各違反の検挙人員の推移（昭和50年以降）は、3-1-2-3図のとおりである。覚醒剤取締法違反は、57年（2,750人）及び平成9年（1,596人）をピークとする波が見られた後、10年以降は大きく減少し、令和3年は114人（前年比18人増）であった。大麻取締法違反は、平成6年（297人）をピークとする波が見られた後、増減を繰り返していたが、26年から8年連続で増加しており、令和3年は955人（前年比102人（12.0%）増）であった。麻薬取締法違反は、昭和50年以降、おおむね横ばいしないしわずかな増減にとどまっていたが、平成29年から増加傾向にある。

3-1-2-3 図

少年による覚醒剤取締法違反等 検挙人員の推移（罪名別）

(昭和50年～令和3年)



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 触法少年を含まない。

3 交通犯罪

犯罪少年による道路交通法違反の取締件数（軽車両以外の車両等の運転によるものに限る。ただし、教唆・幫助犯は除く。）は、昭和60年に193万8,980件を記録した後、減少傾向が続き、令和3年は11万5,256件（前年比7.1%減）であった（警察庁交通局の資料による。）。

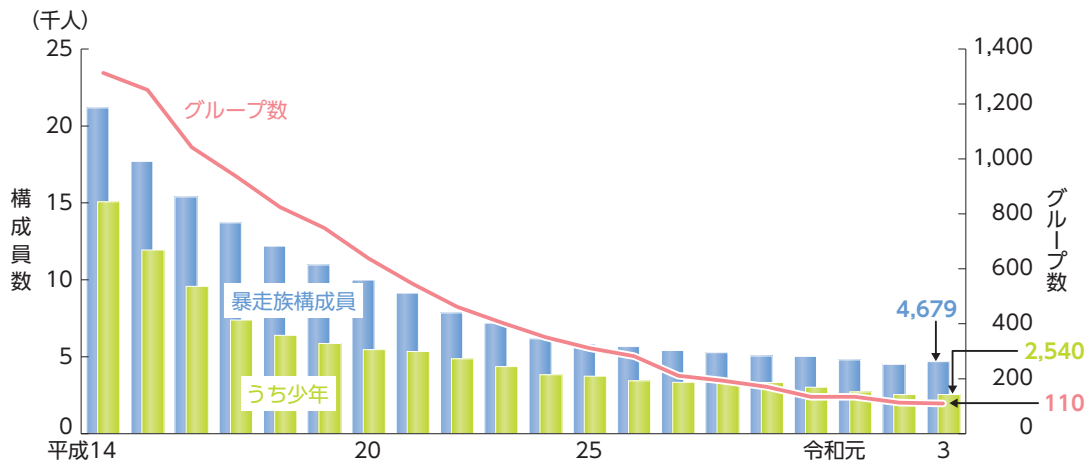
令和3年における犯罪少年による危険運転致死傷の検挙人員は57人（前年比9人増）であり、そのうち、致死事件の検挙人員は12人（同6人増）であった（警察庁の統計による。）。

暴走族の構成員数及びグループ数の推移（最近20年間）は、3-1-2-4図のとおりである。

3-1-2-4 図

暴走族の構成員数・グループ数の推移

(平成14年～令和3年)

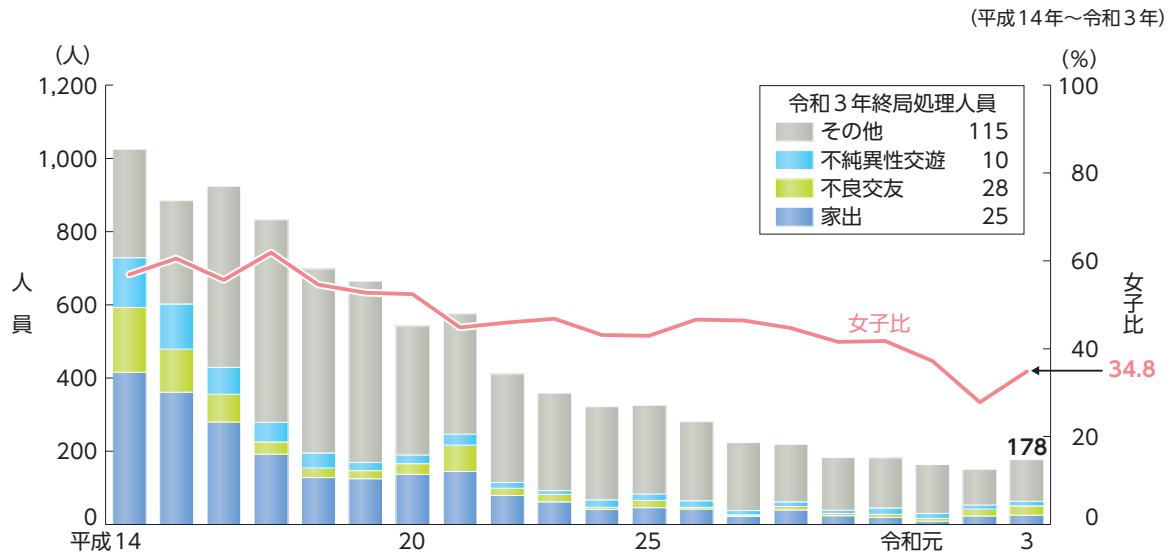


- 注 1 警察庁交通局の資料による。
 2 共同危険型暴走族（爆音を伴う暴走等を集団で行う暴走族をいう。）に限る。

少年について、態様別の家庭裁判所終局処理人員及び女子比の推移（最近20年間）を見ると、**3-1-3-1 図**のとおりである（CD-ROM資料**3-7**参照）。令和3年における家庭裁判所終局処理人員は178人（前年比17.9%増）、女子比は34.8%（同7.0pt上昇）であった。

なお、令和3年における家庭裁判所終局処理人員のうち、行為時の年齢が14歳未満の者は26人（前年比16人増）であった（司法統計年報による。）。

3-1-3-1 図 家庭裁判所終局処理人員（少年の態様別）・女子比の推移



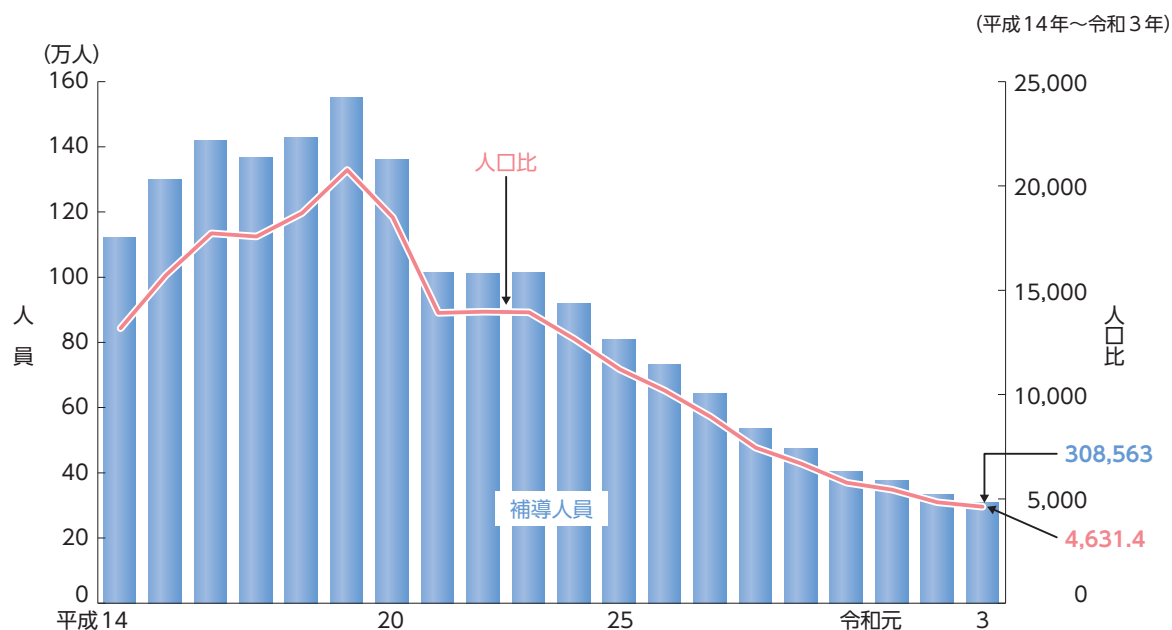
注 1 司法統計年報による。
 2 所在不明等による審判不開始及び不処分を除く。

第4節 不良行為少年

不良行為少年（犯罪少年、触法少年又はぐ犯少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。）の補導人員及び人口比の推移（最近20年間）を見ると、3-1-4-1図のとおりである。令和3年における補導人員は30万8,563人（前年比7.4%減）、人口比は4,631.4（同351.5低下）であった。

また、令和3年における補導人員を態様別に見ると、深夜はいかい15万8,202人（51.3%）、喫煙9万2,786人（30.1%）の順に多く、この2態様で補導人員総数の8割以上を占めた（警察庁生活安全局の資料による。）。

3-1-4-1図 不良行為少年 補導人員・人口比の推移

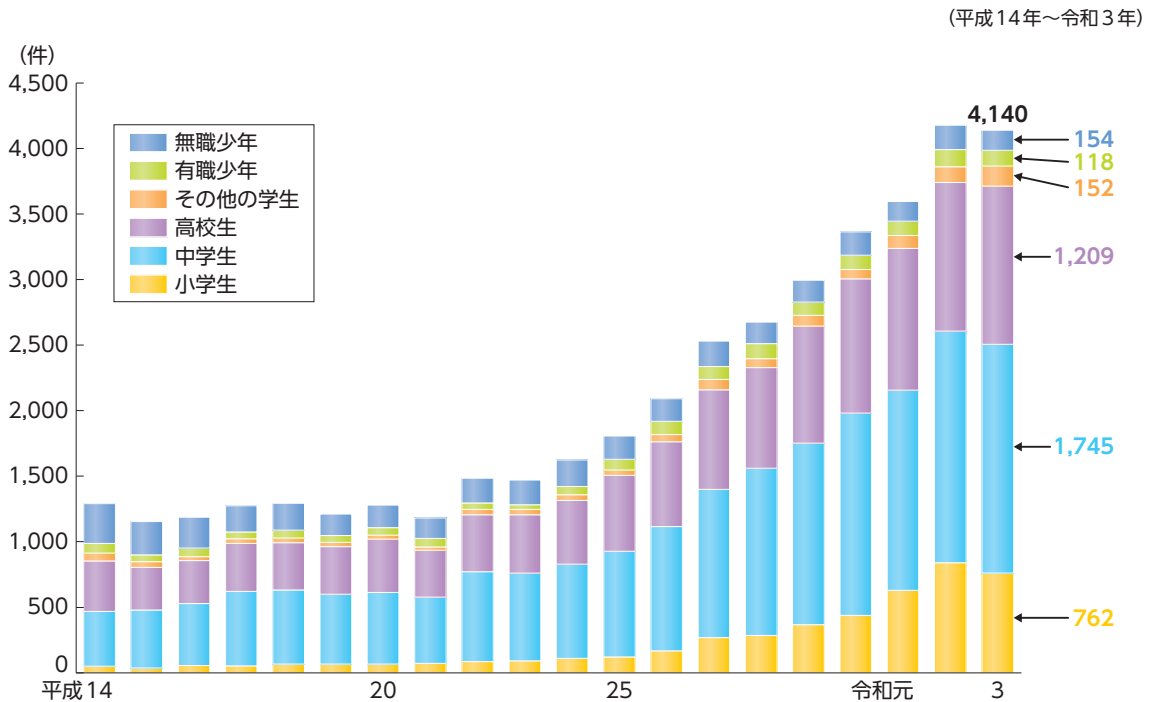


- 注 1 警察庁生活安全局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「不良行為少年」は、犯罪少年、触法少年又はぐ犯少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。
 3 「人口比」は、少年10万人当たりの補導人員である。なお、人口比算出に用いた人口は、14歳以上20歳未満の人口である。

1 家庭内暴力

少年による家庭内暴力事件の認知件数の推移（最近20年間）を就学・就労状況別に見ると、3-1-5-1図のとおりである。認知件数の総数は、平成24年から増加し続けていたが、令和3年は前年よりわずかに減少し、4,140件（前年比0.9%減）であった。特に、近年、小学生が大きく増加しており、3年は減少に転じたものの、762件（同9.3%減）であった。

3-1-5-1 図 少年による家庭内暴力 認知件数の推移（就学・就労状況別）



注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 犯行時の就学・就労状況による。
 3 一つの事件に複数の者が関与している場合は、主たる関与者の就学・就労状況について計上している。
 4 「その他の学生」は、浪人生等である。

令和3年における家庭内暴力事件の対象について、同居している家族の内訳を見ると、母親が2,352件と最も多く、次いで、父親が533件、兄弟姉妹が453件、同居の親族が161件の順であり、同居している家族以外では、家財道具等が615件、その他が26件であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

2 校内暴力

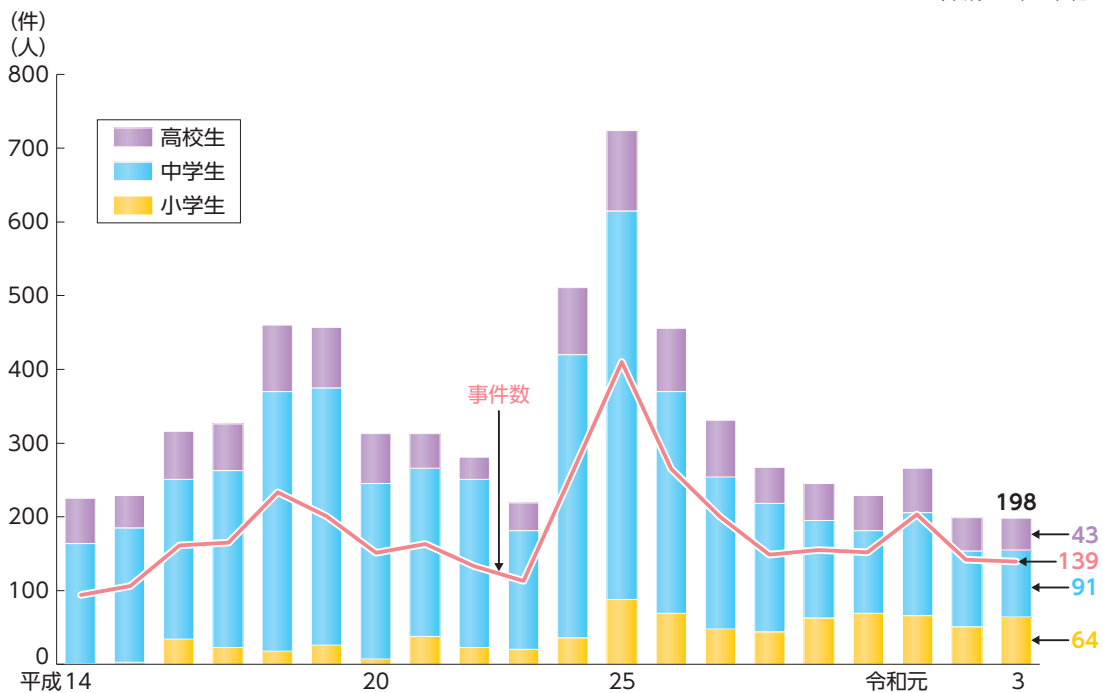
校内暴力事件の事件数及び検挙・補導人員は、事件数では昭和58年に2,125件を、検挙・補導人員では56年に1万468人を、それぞれ記録した後は大きく減少し、その後の増減を経て、平成26年以降減少し続けていたが、令和3年は前年より増加し、587件（前年比15.8%増）、625人（同13.8%増）であった。検挙・補導された者の就学状況を見ると、かつては、中学生が圧倒的に多い状況が続いていたが、平成26年以降、中学生の総数に占める構成比が低下し続け、令和3年は、中学生が353人（56.5%）、小学生が170人（27.2%）、高校生が102人（16.3%）であった。中学生の検挙・補導人員は、平成26年以降、令和2年までは減少し続けており、令和3年は前年より増加したものの、減少が始まる直前の平成25年（1,569人）と比べると約2割となった。一方、小学生の補導人員は、平成24年から増加傾向にあり、平成28年以降は高校生の検挙人員を上回っている（警察庁生活安全局の資料による。）。

3 いじめ

警察において取り扱ったいじめに起因する事件の事件数及び検挙・補導人員の推移（最近20年間）を見ると、3-1-5-2図のとおりである。事件数及び検挙・補導人員は、昭和60年に638件、1,950人を記録して以降、63年の97件、279人まで大きく減少し、その後の増減を経て、令和3年は139件（前年比2.1%減）、198人（同0.5%減）と、いずれも前年よりわずかに減少した（CD-ROM参照）。

3-1-5-2図 いじめに起因する事件 事件数・検挙・補導人員の推移

(平成14年～令和3年)



- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 「いじめに起因する事件」とは、いじめによる事件及びいじめの仕返しによる事件をいう。

第2章

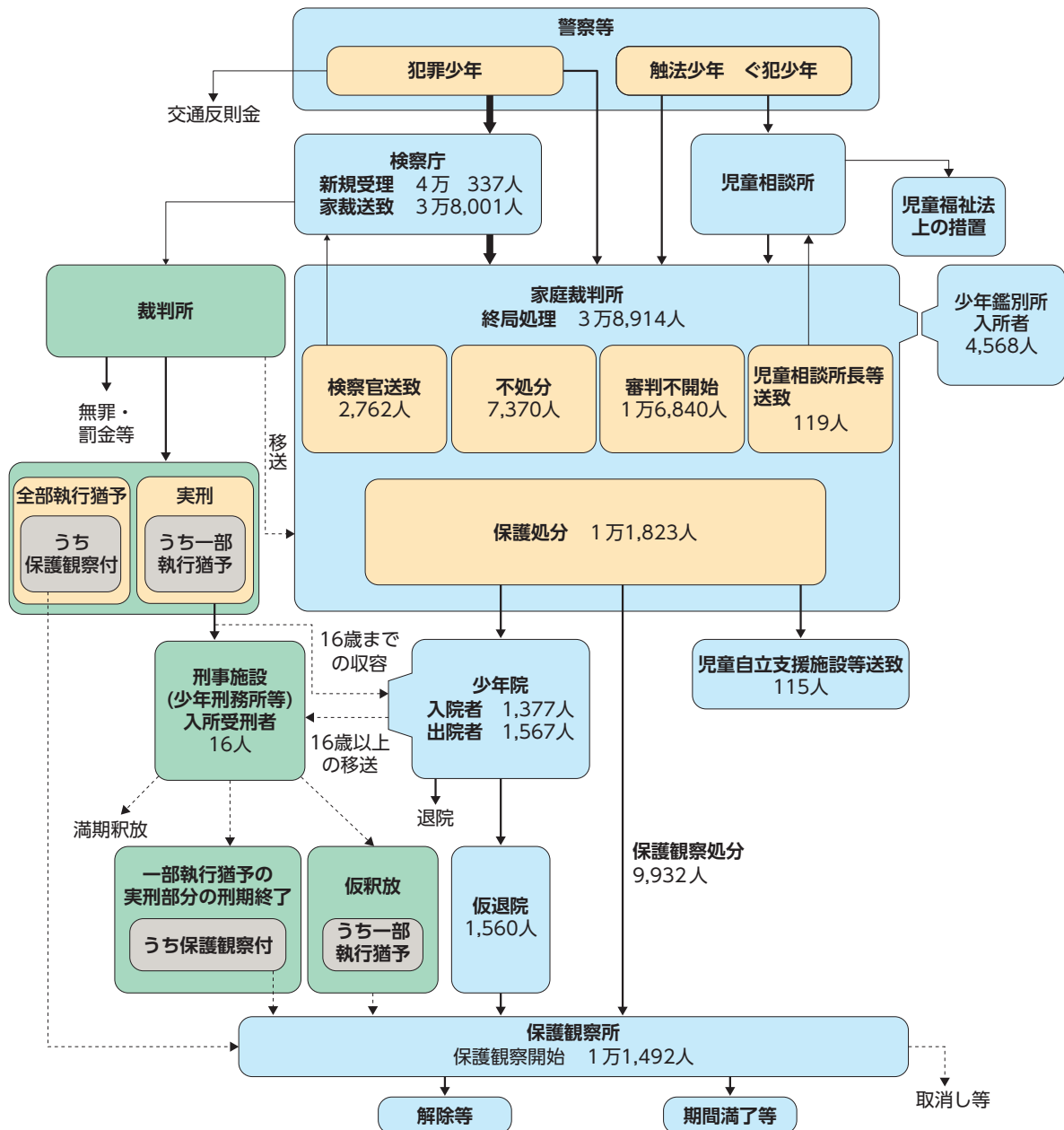
非行少年の処遇

第1節 概要

非行少年に対する手続の流れは、3-2-1-1図のとおりである（少年に対する刑事処分に係る手続（同図の緑色部分）については、本編第3章参照）。

3-2-1-1 図 非行少年処遇の概要

(令和3年)



注 1 検察統計年報、司法統計年報、矯正統計年報及び保護統計年報による。
 2 「検察庁」の人員は、事件単位の延べ人員である。例えば、1人が2回送致された場合には、2人として計上している。
 3 「児童相談所長等送致」は、知事・児童相談所長送致である。
 4 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 5 「出院者」の人員は、出院事由が退院又は仮退院の者に限る。
 6 「保護観察開始」の人員は、保護観察処分少年及び少年院仮退院者に限る。
 7 本図及び数値は少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）施行前の手続による。

1 少年法等の改正について

令和3年5月、**少年法等の一部を改正する法律**（令和3年法律第47号。以下この編において「改正法」という。）が成立し、4年4月から施行された。改正法は、選挙権年齢や成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18・19歳の者が社会において責任ある主体として積極的な役割を果たすことが期待される立場になった一方で、成長途上にあり可塑性を有する存在であることなどに鑑み、18・19歳の者が罪を犯した場合に、その立場に応じた取扱いとするため、少年法を改正し、これらの者を「特定少年」として、17歳以下の少年とは異なる特例を定めるなど、所要の規定を整備したものである（本改正に係る法務大臣の法制審議会に対する諮問（諮問第103号）及びこれに対する同審議会の答申につき第2編第1章1項（1）参照）。

具体的には、18歳以上の少年を**特定少年**と呼称することとした上で、①家庭裁判所が原則として検察官に送致しなければならない事件に、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件を加え、②保護処分は、犯罪の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内においてしなければならないこととするとともに、ぐ犯をその対象から除外するなどの規定の整備が行われた（本節3及び4項参照）。また、③特定少年について、刑事事件の特例に関する規定のうち、不定期刑、換刑処分（労役場留置の言渡し）の禁止の規定等を適用しないものとするなどの規定が設けられ（本編第3章第1節1項参照）、さらに、特定少年のときに犯した罪により公訴を提起された場合には、略式手続による場合を除き、記事等の掲載の禁止に関する規定を適用しないこととされた。

また、改正法により、更生保護法が改正され、前記②の保護処分に係る保護観察に付された特定少年を保護観察処分少年（本章第5節2項（1）参照）に加えるなどの規定の整備が行われた。さらに、改正法により、少年院法が改正され、少年院の種類として新たに第5種を追加する（本章第4節3項（1）参照）などの規定の整備が行われた。

2 家庭裁判所送致までの手続の流れ

（1）犯罪少年

警察等は、少年（特定少年を除く。）の被疑事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があると思料するときは、交通反則通告制度に基づく反則金の納付があった道路交通法違反を除き、罰金以下の刑に当たる犯罪の被疑事件は家庭裁判所に送致し、それ以外の刑に当たる犯罪の被疑事件は検察官に送致する。検察官は、捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があると思料するときは、又は家庭裁判所の審判に付すべき事由があると思料するときは、事件を家庭裁判所に送致する。そのため、検察官は、少年が満20歳に達した場合や、犯罪の嫌疑がなく、家庭裁判所の審判に付すべき事由もない場合などを除き、事件を家庭裁判所に送致しなければならない。

他方、特定少年の被疑事件については、警察等は、捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があると思料するときは、罰金以下の刑に当たる犯罪であっても、交通反則通告制度に基づく反則金の納付があった道路交通法違反を除き、検察官に送致する。

（2）触法少年及びぐ犯少年

触法少年及び14歳未満のぐ犯少年については、家庭裁判所は、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けたときに限り、審判に付することができる。

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（要保護児童）を発見した者は、これを都道府県等の福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならないこととされており、触法少年及び14歳未満のぐ犯少年が要保護児童である場合には、この通告対象となる。都道府県知事又は児童相談所長は、通告を受けた少年について、家庭裁判所の審判に付することが適当

であると認めた場合には、家庭裁判所に送致する。

警察官は、触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者を発見した場合に、事件の調査をすることができるが、その結果、少年の行為が、一定の重大な罪に係る刑罰法令に触れるものであると思量する場合等には、事件を児童相談所長に送致しなければならない。都道府県知事又は児童相談所長は、送致を受けた少年のうち一定の重大な罪に係る刑罰法令に触れる行為を行った触法少年については、原則として、家庭裁判所に送致しなければならないが、それ以外の少年についても、家庭裁判所の審判に付することが適当であると認めた場合は、家庭裁判所に送致する。

他方、14歳以上のぐ犯少年（特定少年を除く。）を発見した者は、これを家庭裁判所に通告しなければならない。ただし、警察官又は保護者は、ぐ犯少年について、家庭裁判所に送致・通告するよりも、まず児童福祉法（昭和22年法律第164号）による措置に委ねるのが適当であると認めるときは、児童相談所に通告することができる。

3 家庭裁判所における手続の流れ

（1）家庭裁判所の調査

家庭裁判所は、検察官等から事件の送致等を受けたときは、事件について調査しなければならないが、家庭裁判所調査官に命じて必要な調査を行わせることができる。

（2）少年鑑別所の鑑別

家庭裁判所は、審判を行うため必要があるときは、観護措置の決定により、少年を少年鑑別所に送致する。この場合、少年鑑別所は、送致された少年を収容して、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術に基づいて、収容審判鑑別を行うとともに、必要な観護処遇を行う。

（3）家庭裁判所の審判等

家庭裁判所は、調査の結果に基づき、審判不開始、審判開始等の決定をする。

少年やその保護者等は、付添人を選任することができるが、弁護士以外の者を選任するには、家庭裁判所の許可を要する。

審判は、非公開で行われるが、家庭裁判所は、一定の重大事件の被害者等から審判の傍聴の申出があった場合、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、傍聴を許すことができる（第6編第2章第1節6項参照）。

また、家庭裁判所は、犯罪少年の一定の重大犯罪に係る事件において、その非行事実を認定するための審判の手続に検察官が関与する必要があると認めるときは、決定をもって、審判に検察官を出席させることができる。家庭裁判所は、この場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、弁護士である付添人（国選付添人）を付さなければならない。

他方、家庭裁判所は、保護処分を決定するため必要があると認めるときは、相当の期間、少年を家庭裁判所調査官に直接観察させる試験観察に付することができる。

家庭裁判所は、審判の結果、保護処分に付することができず、又はその必要がないと認めるときは、不処分の決定をする。他方、調査又は審判の結果、児童福祉法上の措置を相当と認めるときは、事件を都道府県知事又は児童相談所長に送致し、本人が20歳以上であることが判明したときは、事件を検察官に送致する。また、調査又は審判の結果、死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件について、刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致するが、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって犯行時に16歳以上の少年に係るもののほか、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であって犯行時に特定少年に係るもの及び選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼす連座制に係る事件であって犯行時に特定少年に係るものについては、原則として事件を検察官に送致しなければならない（いわゆる**原則逆送**）、送致を受けた検察官は、原則

として当該事件を起訴しなければならない。家庭裁判所は、これらの場合以外は、**保護処分**をしなければならないが、保護観察、児童自立支援施設・児童養護施設送致（18歳未満の少年に限る。）又は少年院送致（おおむね12歳以上の少年に限る。）のいずれかの決定を行う。

特定少年に対する保護処分については、特例が設けられている。具体的には、ぐ犯を理由として保護処分をすることができず、保護処分をするときは、犯罪の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内において、6月の保護観察、2年の保護観察又は少年院送致のいずれかをしなければならない（罰金以下の刑に当たる罪の事件については、6月の保護観察に限る。）。2年の保護観察においては、保護観察の遵守事項に違反した場合に、一定の要件の下で少年院に収容することができ、その場合に収容することができる期間は、裁判所が、保護観察の決定と同時に、1年以下の範囲内において犯罪の軽重を考慮して定める。また、少年院送致の決定をするときは、その決定と同時に、3年以下の範囲内において犯罪の軽重を考慮して収容する期間を定める。

少年、その法定代理人又は付添人は、保護処分の決定に対し、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とするときに限り、高等裁判所に抗告をすることができる。他方、検察官は、検察官関与の決定があった事件について、非行事実の認定に関し、決定に影響を及ぼす法令の違反又は重大な事実の誤認があることを理由とするときに限り、高等裁判所に抗告審として事件を受理すべきことを申し立てることができる。

4 保護処分に係る手続の流れ

（1）家庭裁判所の決定による保護観察

家庭裁判所の決定により保護観察に付された少年は、保護観察官又は保護司から、改善更生のために必要な指導監督及び補導援護を受ける。

保護観察に付された者（特定少年を除く。）の保護観察期間は、原則として20歳に達するまで（その期間が2年に満たない場合には2年間）又は保護観察が解除されるまでである（特定少年の保護観察期間については本節3項（3）、保護観察の概要については本章第5節をそれぞれ参照）。

（2）児童自立支援施設・児童養護施設送致

児童自立支援施設・児童養護施設送致の決定を受けた少年は、児童福祉法による施設である児童自立支援施設又は児童養護施設に入所措置される。

（3）少年院収容と仮退院後の保護観察

家庭裁判所の決定により少年院送致とされた少年（以下（3）において、家庭裁判所の決定により少年院送致とされ、少年院に収容された者を「在院者」という。）は、少年院に収容され、矯正教育、社会復帰支援等を受ける。

在院者（特定少年を除く。）の収容期間は、原則として20歳に達するまでであるが、少年院の長は、20歳に達した後も、送致の決定のあった日から1年間に限り、収容を継続することができる。在院者は、収容期間の満了により退院するが、家庭裁判所は、一定の場合には、少年院の長の申請により、23歳を超えない期間を定めて、収容を継続する決定をする。さらに、家庭裁判所は、在院者の精神に著しい障害があり、医療に関する専門的知識及び技術を踏まえて矯正教育を継続して行うことが特に必要な場合には、少年院の長の申請により、26歳を超えない期間を定めて、収容を継続する決定を行い、同決定を受けた在院者は、第3種の指定を受けた少年院に収容される（特定少年の収容期間については本節3項（3）、少年院処遇の概要については本章第4節3項をそれぞれ参照）。

他方、在院者については、生活環境の調整を行い、地方更生保護委員会の決定により、収容期間の満了前に**仮退院**を許される（第5種少年院（本章第4節3項（1）参照）に収容された者を除く。）ことがある。この場合、仮退院を許された者は、仮退院の期間中、保護観察に付される。

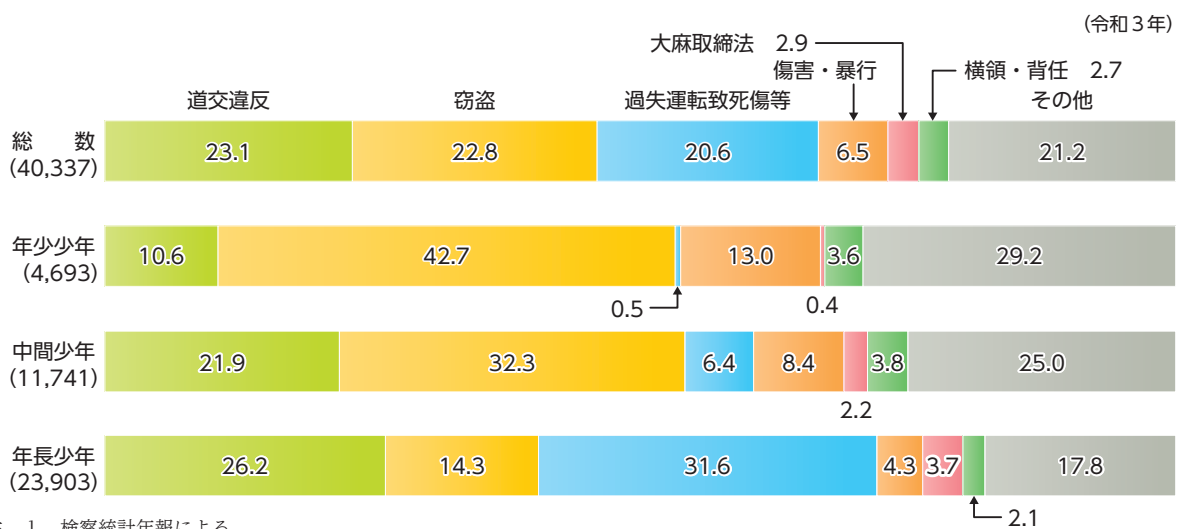
1 検察（家庭裁判所送致まで）

(1) 受理状況

令和3年における犯罪少年の検察庁新規受理人員は、4万337人（少年比5.3%）であった。その内訳は、刑法犯が1万8,861人（同10.0%）、過失運転致死傷等が8,329人（同2.9%）、特別法犯が1万3,147人（同4.5%）であり、道交違反を除いた特別法犯は3,815人（同4.5%）であった（検察統計年報による。）。

3-2-2-1図は、令和3年における犯罪少年の検察庁新規受理人員の罪名別構成比を年齢層別に見たものである。犯罪少年の検察庁新規受理人員・人口比の推移については、CD-ROM資料3-8参照。

3-2-2-1図 犯罪少年の検察庁新規受理人員の罪名別構成比（年齢層別）



- 注 1 検察統計年報による。
 2 受理時の年齢による。
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 4 ()内は、人員である。

(2) 家庭裁判所への送致

検察官は、少年事件を家庭裁判所に送致するとき、どのような処分が相当であるかについて意見を付けることができる。令和3年における家庭裁判所の終局処理人員（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。）のうち年長少年（8,208人）について、検察官が刑事処分相当との意見を付けた割合は4.7%、家庭裁判所が検察官送致（刑事処分相当）の決定をした割合は5.1%であった（法務省刑事局の資料による。）。検察官処遇意見等の状況については、CD-ROM資料3-9参照。

2 家庭裁判所

(1) 受理状況

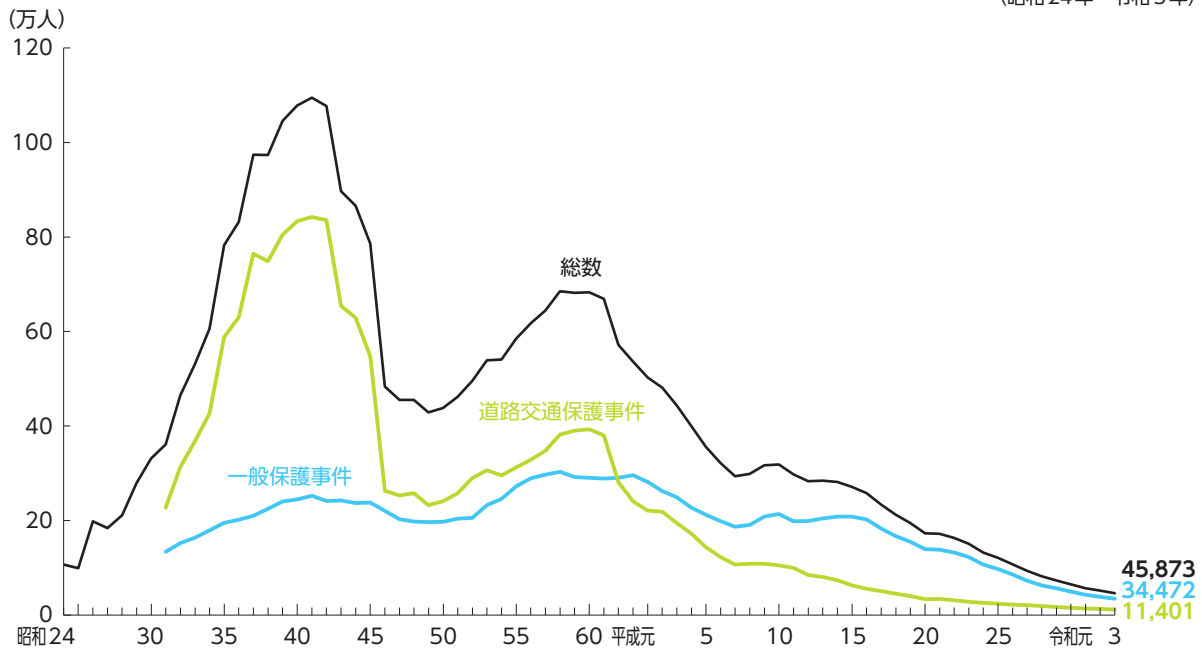
少年保護事件の家庭裁判所新規受理人員の推移（昭和24年以降）は、3-2-2-2図のとおりである。

一般保護事件（道交違反に係るもの以外の少年保護事件。以下この項において同じ。）の家庭裁判所新規受理人員は、昭和41年及び58年のピークを経て、しばらく減少傾向にあった後、20万人前後で推移していたが、平成16年以降、毎年減少しており、令和3年は3万4,472人（前年比10.6%減）であった。

道路交通保護事件（道交違反に係る少年保護事件。以下この項において同じ。）の家庭裁判所新規受理人員は、昭和45年の交通反則通告制度の少年への適用拡大、62年の同制度の反則行為の拡大により急減した後、近年も減少傾向にあり、令和3年は1万1,401人（前年比11.9%減）であった。

3-2-2-2 図 少年保護事件 家庭裁判所新規受理人員の推移

(昭和24年～令和3年)



注 1 司法統計年報による。
2 内数である一般保護事件と道路交通保護事件の区分については、統計の存在する昭和31年以降の数値を示した。

(2) 処理状況

ア 終局処理の概要

令和3年における少年保護事件について、①一般保護事件（過失運転致死傷等保護事件及びぐぐ犯を除く。）、②過失運転致死傷等保護事件（過失運転致死傷等及び危険運転致死傷に係る少年保護事件）、③道路交通保護事件の別に、家庭裁判所終局処理人員の処理区分別構成比を見ると、3-2-2-3 図のとおりである。処理区分別・非行名別の終局処理人員については、CD-ROM資料3-10参照。

3-2-2-3 図 少年保護事件 終局処理人員の処理区分別構成比

(令和3年)

① 一般保護事件（過失運転致死傷等保護事件及びぐぐ犯を除く）(20,653)



② 過失運転致死傷等保護事件 (8,052)



③ 道路交通保護事件 (10,021)



注 1 司法統計年報による。
2 「過失運転致死傷等保護事件」は、過失運転致死傷等及び危険運転致死傷に係る少年保護事件である。
3 「道路交通保護事件」は、道交違反に係る少年保護事件である。
4 「その他」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致及び都道府県知事・児童相談所長送致である。
5 () 内は、実人員である。

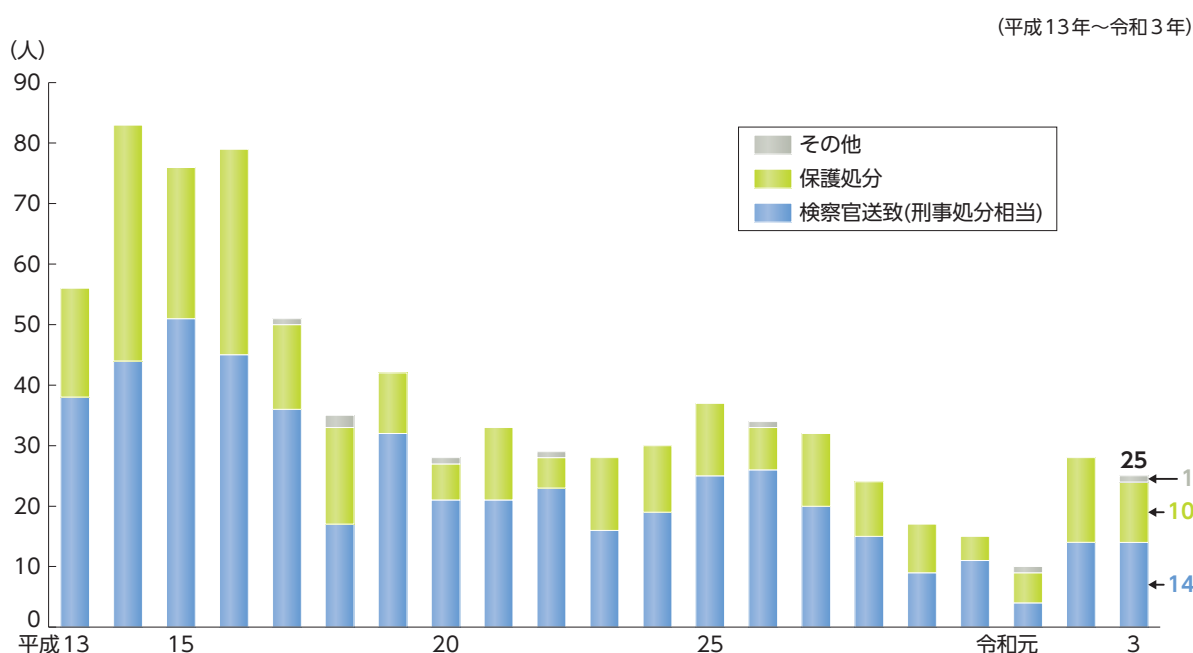
イ 原則逆送事件の処理状況

犯行時16歳以上の少年による故意の犯罪行為で被害者を死亡させた罪の事件については、家庭裁判所は、原則として検察官に送致しなければならないが、これに該当する原則逆送事件の終局処理人員（年齢超過による検察官送致を除く。以下イにおいて同じ。）の推移（原則逆送制度が開始された平成13年以降）は、**3-2-2-4図**のとおりである。14年（83人）のピーク後は、おおむね減少傾向にあったが、令和2年（28人）は増加し（前年比18人増）、3年は25人（同3人減）であった。

平成13年4月以降令和3年末までの間における原則逆送事件の終局処理人員の合計は792人であり、このうち501人（63.3%）が検察官送致決定を受けている。

なお、改正法により、令和4年4月1日からは、特定少年に係る事件のうち、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であって、その罪を犯すとき特定少年に係るものが、原則逆送事件に追加されている（本章第1節1項参照）。

3-2-2-4図 原則逆送事件 家庭裁判所終局処理人員の推移（処理区分別）



- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 少年法55条により地方裁判所から移送されたものを除く。
 3 年齢超過による検察官送致を除く。
 4 平成13年は、原則逆送制度が開始した同年4月1日以降の人員である。
 5 「その他」は、不処分及び審判不開始である。

令和3年における家庭裁判所の終局処理人員を罪名別に見るとともに、これを処理区分別に見ると、**3-2-2-5表**のとおりである。

3-2-2-5表 原則逆送事件 家庭裁判所終局処理人員（罪名別、処理区分別）

（令和3年）

罪 名	終局処理人員	検察官送致 (刑事処分相当)	保護処分	少年院送致			保護 観察	不処分	審 判 不開始
				第1種 少年院	第2種 少年院	第3種 少年院			
総 数	25	14	10	8	—	—	2	—	1
殺 人	7	1	6	5	—	—	1	—	—
傷 害 致 死	12	8	3	2	—	—	1	—	1
危険運転致死	6	5	1	1	—	—	—	—	—

- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 「殺人」は、既遂に限る。
 3 少年法55条により地方裁判所から移送されたものを除く。
 4 年齢超過による検察官送致を除く。

第3節 少年鑑別所

1 概説

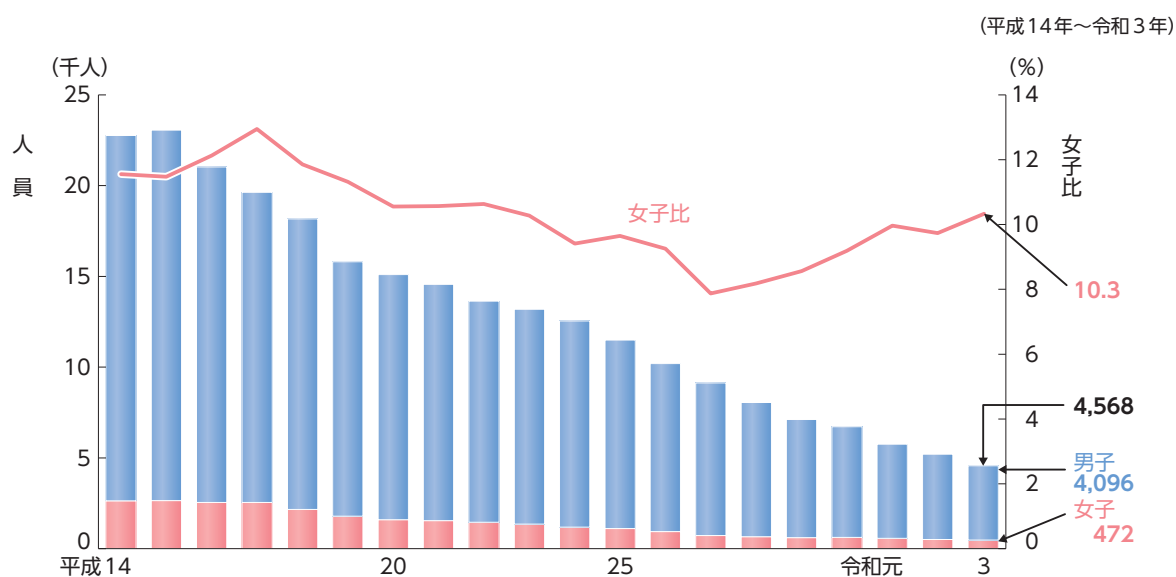
少年鑑別所の業務は、①専門的知識及び技術に基づいた鑑別を実施すること、②在所者の情操の保護に配慮し、その者の特性に応じた観護処遇を実施すること、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を実施することである。少年鑑別所は、令和4年4月1日現在、全国に52庁（分所8庁を含む。）が設置されている。

2 入所・退所の状況

(1) 入所人員の推移

少年鑑別所の入所者（観護措置（少年鑑別所送致）、勾留に代わる観護措置又はその他の事由（勾留、引致、少年院在院者の鑑別のための収容等）により入所した者をいう。）の人員（男女別）及び女子比の推移（最近20年間）は、3-2-3-1図のとおりである。その人員は、平成8年から増加し、15年（2万3,063人）に昭和45年以降最多を記録したが、その後、18年連続で減少し、令和3年は4,568人（前年比12.1%減）であった（CD-ROM資料3-11参照）。3年におけるその人員の内訳は、観護措置による者が86.8%、勾留に代わる観護措置による者が6.9%であった（矯正統計年報による。）。

3-2-3-1 少年鑑別所入所者の人員（男女別）・女子比の推移



注 1 矯正統計年報による。

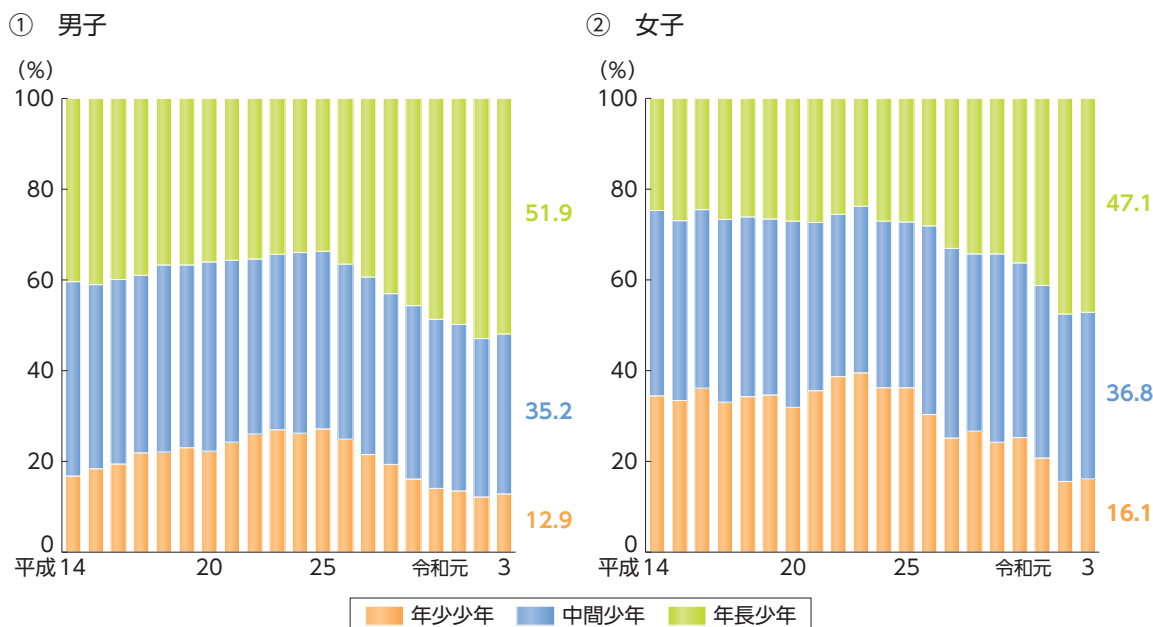
注 2 「入所者」は、観護措置（少年鑑別所送致）、勾留に代わる観護措置又はその他の事由（勾留、引致、少年院在院者の鑑別のための収容等）により入所した者をいい、逃走者の連戻し、施設間の移送又は仮収容により入所した者は含まない。

(2) 被收容者の特徴

3-2-3-2図は、少年鑑別所被收容者（観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所した者で、かつ、当該年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう。以下同じ。）の年齢層別構成比の推移（最近20年間）を男女別に見たものである。

3-2-3-2図 少年鑑別所被收容者の年齢層別構成比の推移（男女別）

(平成14年～令和3年)



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「被收容者」は、観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所した者で、かつ、当該年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう。
 3 少年鑑別所退所時の年齢による。
 4 「年少少年」は、14歳未満の者を含み、「年長少年」は、20歳に達している者を含む。

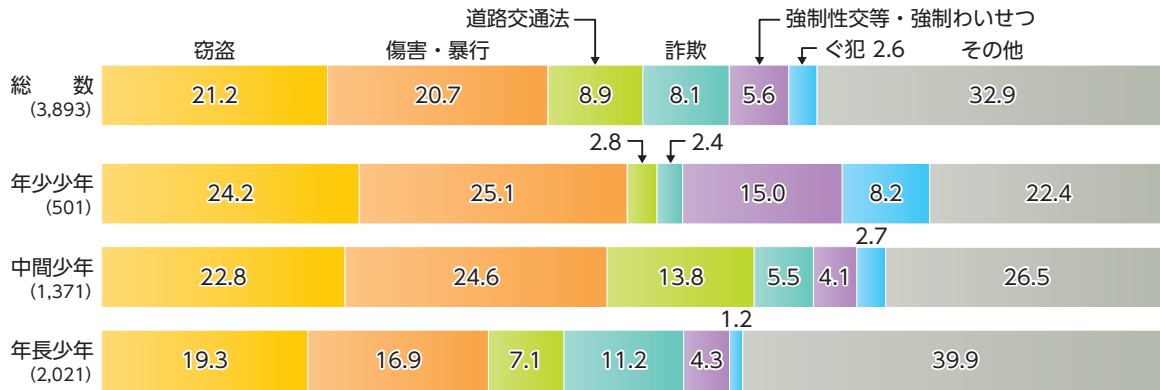
3-2-3-3図は、令和3年における少年鑑別所被收容者の非行名別構成比を男女別に見るとともに、これを年齢層別に見たものである。男子は、年少少年及び中間少年では傷害・暴行の構成比が最も高く、年長少年では窃盗が最も高かった。また、ぐ犯及び覚醒剤取締法違反の構成比が、女子と比べて顕著に低い（男子におけるぐ犯は2.6%、覚醒剤取締法違反は1.5%。CD-ROM参照）。女子は、年齢層が上がるにつれて、覚醒剤取締法違反の構成比が高くなっている。

3-2-3-3 図

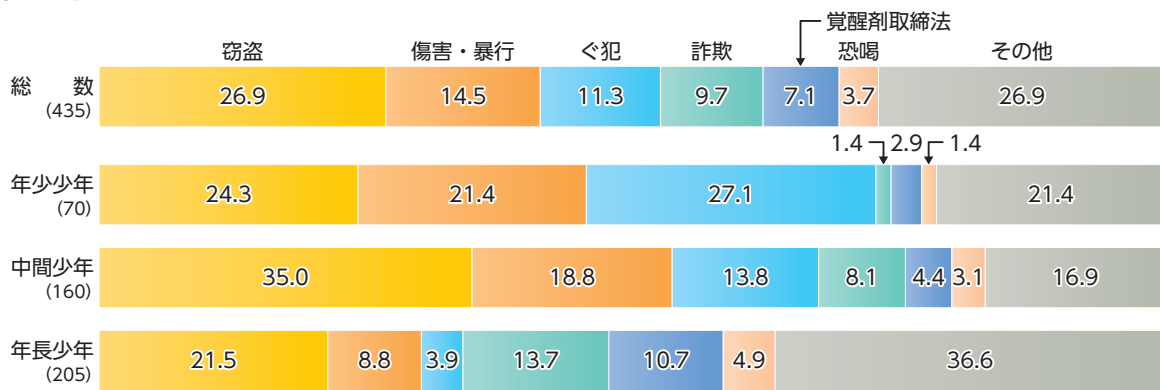
少年鑑別所被收容者の非行名別構成比（男女別、年齢層別）

(令和3年)

① 男子



② 女子



注 1 矯正統計年報による。

注 2 「被收容者」は、観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所した者で、かつ、令和3年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう。

注 3 少年鑑別所退所時の年齢による。

注 4 「年少少年」は、14歳未満の者を含み、「年長少年」は、20歳に達している者を含む。

注 5 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。

注 6 () 内は、実人員である。

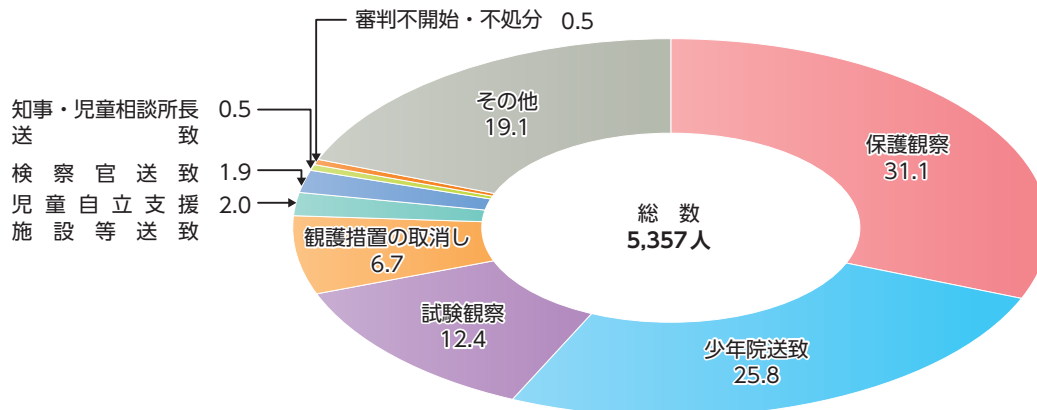
(3) 退所事由

令和3年における少年鑑別所の退所者の退所事由別構成比は、3-2-3-4図のとおりである。

3-2-3-4 図

少年鑑別所退所者の退所事由別構成比

(令和3年)



注 1 矯正統計年報による。

注 2 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。

注 3 「その他」は、施設間の移送、少年院在院者の鑑別のための收容の終了、仮收容の終了、同行指揮等により退所した者である。

3 鑑別

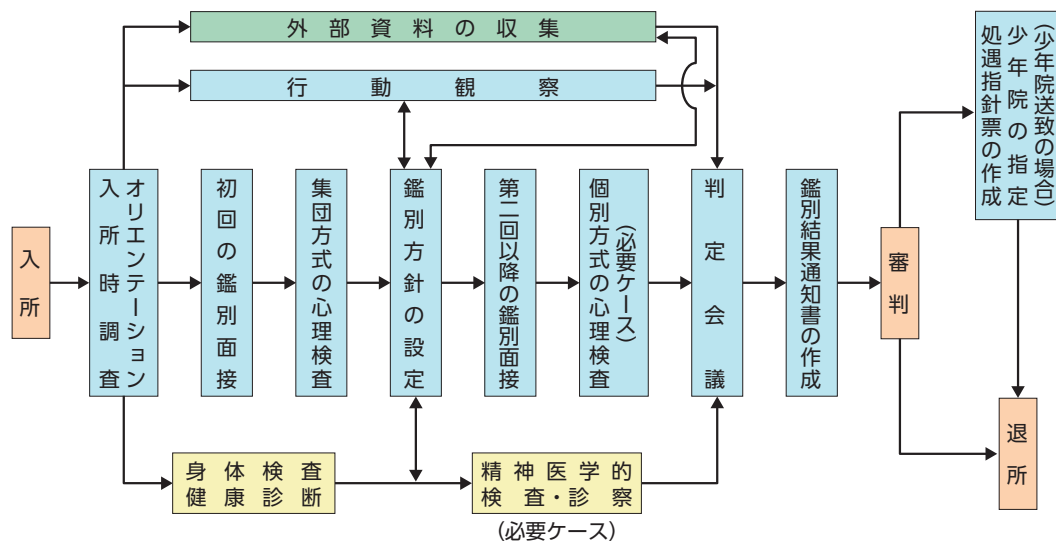
鑑別（非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、その者の処遇に資する適切な指針を示すことをいう。）は、家庭裁判所の求めに応じて行う**審判鑑別**、家庭裁判所以外の関係機関の求めに応じて行う**処遇鑑別**に大別される。

(1) 審判鑑別

ア 収容審判鑑別

審判鑑別のうち、観護措置の決定により少年鑑別所に収容されている者に対して行う鑑別を**収容審判鑑別**という。収容審判鑑別の標準的な流れは、**3-2-3-5図**のとおりである。少年鑑別所では、鑑別面接、心理検査、行動観察、医学的検査及び診察の結果に、外部から得られた情報を加えて検討し、在宅保護（保護観察等）、収容保護（少年院送致等）等の処遇に係る判定を行う。判定の結果は、鑑別対象者の資質の特徴、非行要因、改善更生のための処遇指針等と共に鑑別結果通知書に記載されて家庭裁判所に送付され、審判の資料となる。審判の結果、保護観察や少年院送致の決定がなされた場合には、それぞれ、保護観察を行う保護観察所及び送致先の少年院に送付され、処遇の参考に供される。また、法務省矯正局では、「再犯防止に向けた総合対策」の一環として、少年の再非行防止に資するための調査ツールである**法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）**を開発し、少年鑑別所において運用している。MJCAは、心理学、犯罪学等の人間科学の知見を踏まえて、少年鑑別所における実証データに基づき、統計学的な分析を経て開発したもので、対象者の再非行の可能性等を把握するとともに、保護者との関係性の調整や社会適応力の向上等、何を目標とした働き掛けを行えば再非行を防止できるのかを明らかにしようとするものである。なお、令和4年4月1日から、同ツールの実施適用範囲が拡大され、原則として全ての少年院在院者にも実施されるようになった。

3-2-3-5図 少年鑑別所における収容審判鑑別の流れ



3-2-3-6表は、令和3年に収容審判鑑別を終了した者について、鑑別の判定と審判における決定等との関係を見たものである。

3-2-3-6表 収容審判鑑別の判定と審判決定等との関係

(令和3年)

鑑別の判定	審判決定等									
	総数	終局決定					未了			その他
		保護処分			知事・児童相談所長送致	検察官送致	審判不開始・不処分	観護措置の取消し	試験観察	
保護観察	少年院送致	児童自立支援施設・児童養護施設送致								
総数	3,969 (100.0)	1,657 (41.7)	1,366 (34.4)	105 (2.6)	27 (0.7)	40 (1.0)	20 (0.5)	90 (2.3)	663 (16.7)	1 (0.0)
保護不要	16 (100.0)	14 (87.5)	1 (6.3)	—	—	—	—	—	1 (6.3)	—
在宅保護	1,330 (100.0)	1,093 (82.2)	15 (1.1)	1 (0.1)	15 (1.1)	—	6 (0.5)	39 (2.9)	161 (12.1)	—
収容保護										
少年院	2,440 (100.0)	535 (21.9)	1,334 (54.7)	17 (0.7)	1 (0.0)	15 (0.6)	13 (0.5)	47 (1.9)	478 (19.6)	—
児童自立支援施設・児童養護施設	138 (100.0)	12 (8.7)	4 (2.9)	87 (63.0)	11 (8.0)	—	1 (0.7)	—	23 (16.7)	—
保護不適	45 (100.0)	3 (6.7)	12 (26.7)	—	—	25 (55.6)	—	4 (8.9)	—	1 (2.2)

- 注 1 矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所し、かつ、令和3年に退所した者（ただし、鑑別の判定が保留、判定未了等の者を除く。）を計上している。
 3 「その他」は、観護措置変更決定等である（検察官送致決定後在所した者を除く。）
 4 （ ）内は、鑑別の判定ごとの審判決定等別構成比である。

イ 在宅審判鑑別

審判鑑別のうち、少年鑑別所に収容されていない者に対して、少年鑑別所に来所させて行う鑑別等、収容審判鑑別以外のものを**在宅審判鑑別**という。令和3年における在宅審判鑑別の受付人員は231人であった（矯正統計年報による。）。

(2) 処遇鑑別

地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長の求めによる鑑別を処遇鑑別という。処遇鑑別では、処遇の経過、課題及びその分析、今後の処遇指針等について鑑別結果通知書を作成し、各機関における対象者の処遇に資することとしている。令和3年における処遇鑑別の受付人員の内訳は、地方更生保護委員会又は保護観察所が2,365人、少年院又は刑事施設が1,206人、児童自立支援施設又は児童養護施設が6人であった（矯正統計年報による。）。

4 観護処遇

少年鑑別所では、少年鑑別所法（平成26年法律第59号）に基づき、在所者の法的地位に応じた処遇を行うとともに、その特性に応じた適切な働き掛けによってその健全な育成のための支援を行っている。健全な育成のための支援としては、在所者の自主性を尊重しつつ、健全な社会生活を営むために必要な基本的な生活習慣等に関する助言・指導を行っている。また、在所者の情操を豊かにし、健

全な社会生活を営むための知識及び能力を向上させることができるよう、学習や文化活動等に関する助言・援助を行っており、各少年鑑別所の実情に応じて、外部の協力者による学習支援や就労等に関する講話、季節の行事等の機会を設けている。

5 非行及び犯罪の防止に関する援助

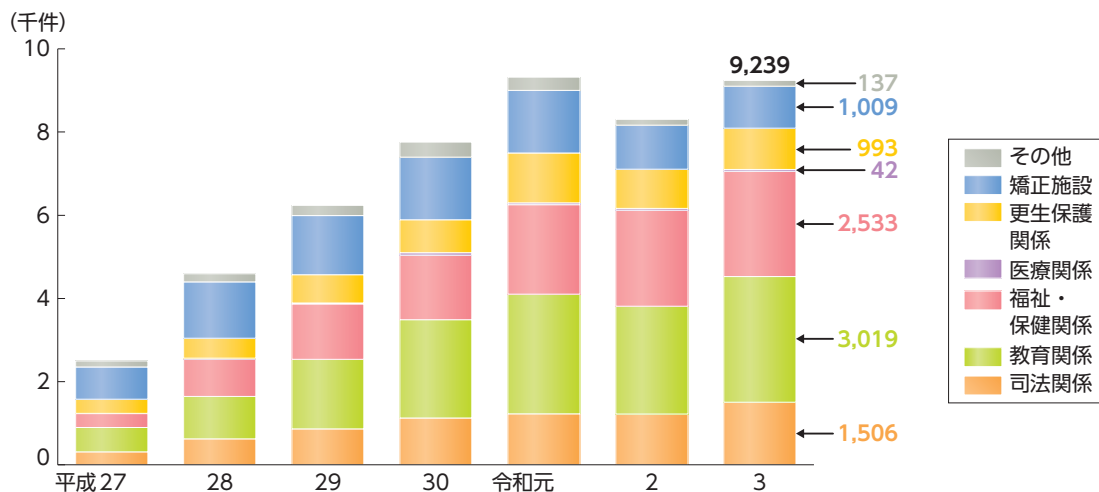
少年鑑別所は、「法務少年支援センター」という名称で、地域社会における**非行及び犯罪の防止に関する援助**（以下「地域援助」という。）を行っている。少年鑑別所が有する少年非行等に関する専門的知識やノウハウを活用し、地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者等からの相談に応じるほか、関係機関・団体からの依頼に応じ、情報提供、助言、各種心理検査等の調査、心理的援助、研修・講演等を行うなど、地域社会や関係機関等のニーズに幅広く対応している。

令和3年に実施した地域援助のうち、少年、保護者等の個人からの依頼に基づく援助の実施人員は、延べ5,610人（前年比1,298人増）であった（矯正統計年報による。）。

また、機関・団体からの依頼に基づく援助の実施状況の推移（地域援助が開始された平成27年以降）を依頼元機関等別に見ると、**3-2-3-7図**のとおりである。令和3年においては、依頼元機関等のうち、学校や教育委員会等の「教育関係」の構成比が最も高く、実施件数の約3分の1を占めているほか、児童相談所や地域生活定着支援センター等の「福祉・保健関係」、都道府県警察や検察庁等の「司法関係」といった多様な機関等に対して援助を実施している。実施件数の総数は、元年（9,317件）から2年（8,305件）は減少したものの、3年は、9,239件であり、前年と比べて934件増加した。依頼元機関等別では、「教育関係」、「司法関係」、「福祉・保健関係」の順に前年より増加（それぞれ429件増、284件増、225件増）した一方、「矯正施設」は前年と比べて54件減少した（CD-ROM参照）。

3-2-3-7図 機関等からの依頼に基づく地域援助の実施状況の推移（依頼元機関等別）

（平成27年～令和3年）



- 注 1 法務省矯正局の資料による。
 2 機関又は団体からの依頼に基づく援助に限り、個人からの依頼に基づく相談等への対応は除く。
 3 「司法関係」は、都道府県警察、検察庁、裁判所その他司法に関する機関又は団体である。
 4 「教育関係」は、学校教育法（昭和22年法律第26号）1条に定める学校、都道府県及び市町村等の教育委員会その他教育に関する機関又は団体である。
 5 「福祉・保健関係」は、児童相談所、地域生活定着支援センター、児童自立支援施設、児童養護施設、保健所、精神保健福祉センターその他福祉・保健に関する機関又は団体である。
 6 「医療関係」は、医療法（昭和23年法律第205号）1条の5に定める病院及び診療所その他医療に関する機関又は団体である。
 7 「更生保護関係」は、地方更生保護委員会、保護観察所、保護司会、更生保護法人その他更生保護に関する機関又は団体である。
 8 「矯正施設」は、刑事施設、少年院及び婦人補導院である。
 9 「その他」は、非行及び犯罪の防止に資する活動、青少年の健全育成に資する活動等を実施する機関又は団体である。
 10 平成27年は、地域援助が開始された同年6月からの実施状況について計上している。

第4節 少年院

1 概説

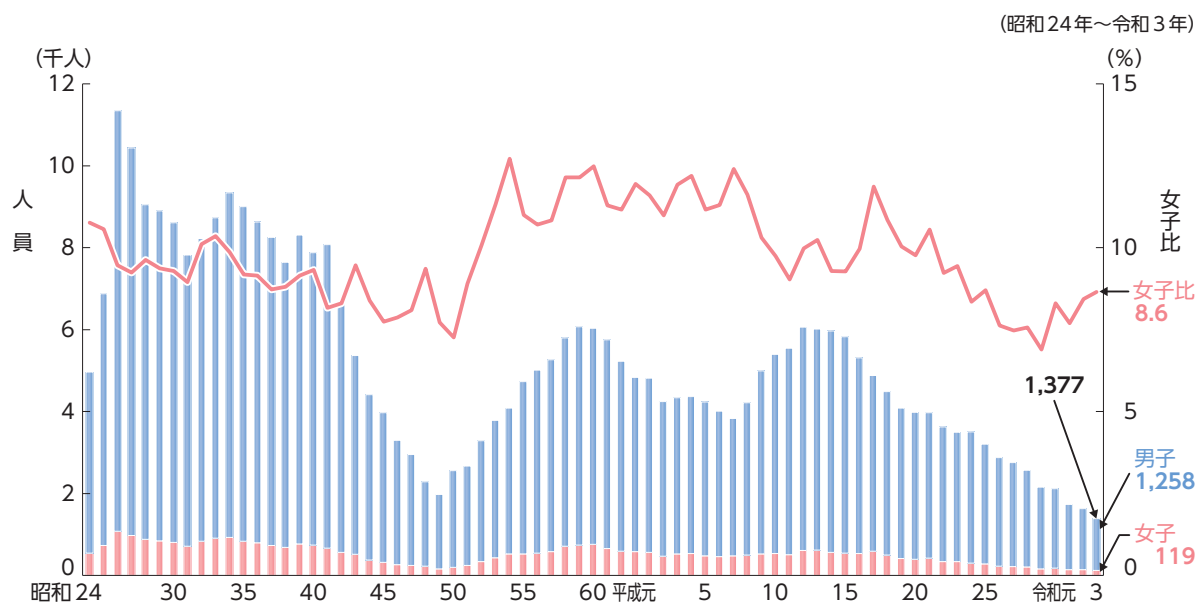
少年院は、主として、家庭裁判所が少年院送致の決定をした少年を収容し、その健全な育成を図ることを目的として、矯正教育、社会復帰支援等を行う施設である。令和4年4月1日現在、全国に46庁（分院6庁を含む。）が設置されている。

2 少年院入院者

(1) 少年院入院者の人員の推移

3-2-4-1図は、少年院入院者の男女別の人員及び女子比の推移（昭和24年以降）を見たものである。入院者の人員は、最近25年間では、平成12年（6,052人）をピークに減少傾向が続いており、令和3年は1,377人（前年比15.2%減）であり、昭和24年以降最少であった。また、令和3年の女子比は、前年より0.2pt上昇した。

3-2-4-1図 少年院入院者の人員（男女別）・女子比の推移



注 少年矯正保護統計、少年矯正統計年報及び矯正統計年報による。

(2) 少年院入院者の特徴

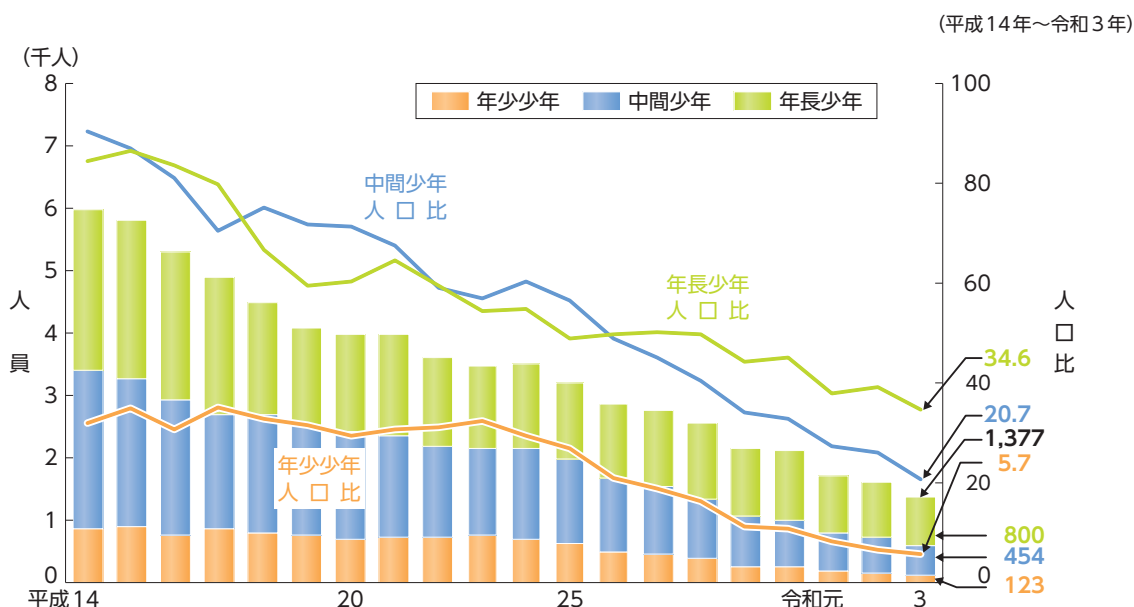
ア 年齢

3-2-4-2図は、少年院入院者の人員及び人口比の推移（最近20年間）を年齢層別に見たものである。その人員は、年長少年（入院時に20歳に達している者を含む。以下（2）において同じ。）では、平成13年をピークとして、その後、おおむね減少傾向にあり、令和3年は前年（900人）よりも減少し、800人（前年比11.1%減）であった。中間少年では、年長少年と同様に平成13年をピークとして、その後、おおむね減少傾向にあり、令和3年は454人（同22.1%減）であった。年少少年（入院時に14歳未満の者を含む。以下（2）において同じ。）も、平成24年から毎年減少しており、令和3年は123人（同12.8%減）であった。3年の年齢層別構成比は、年長少年（58.1%）が最も高く、次いで、中間少年（33.0%）、年少少年（8.9%）の順であった（CD-ROM参照）。

令和3年における年長少年、中間少年及び年少少年の人口比は、いずれも前年と比べ低下している。

なお、令和3年における14歳未満の少年院入院者は、7人（男子5人、女子2人）であった（矯正統計年報による）。

3-2-4-2図 少年院入院者の人員・人口比の推移（年齢層別）



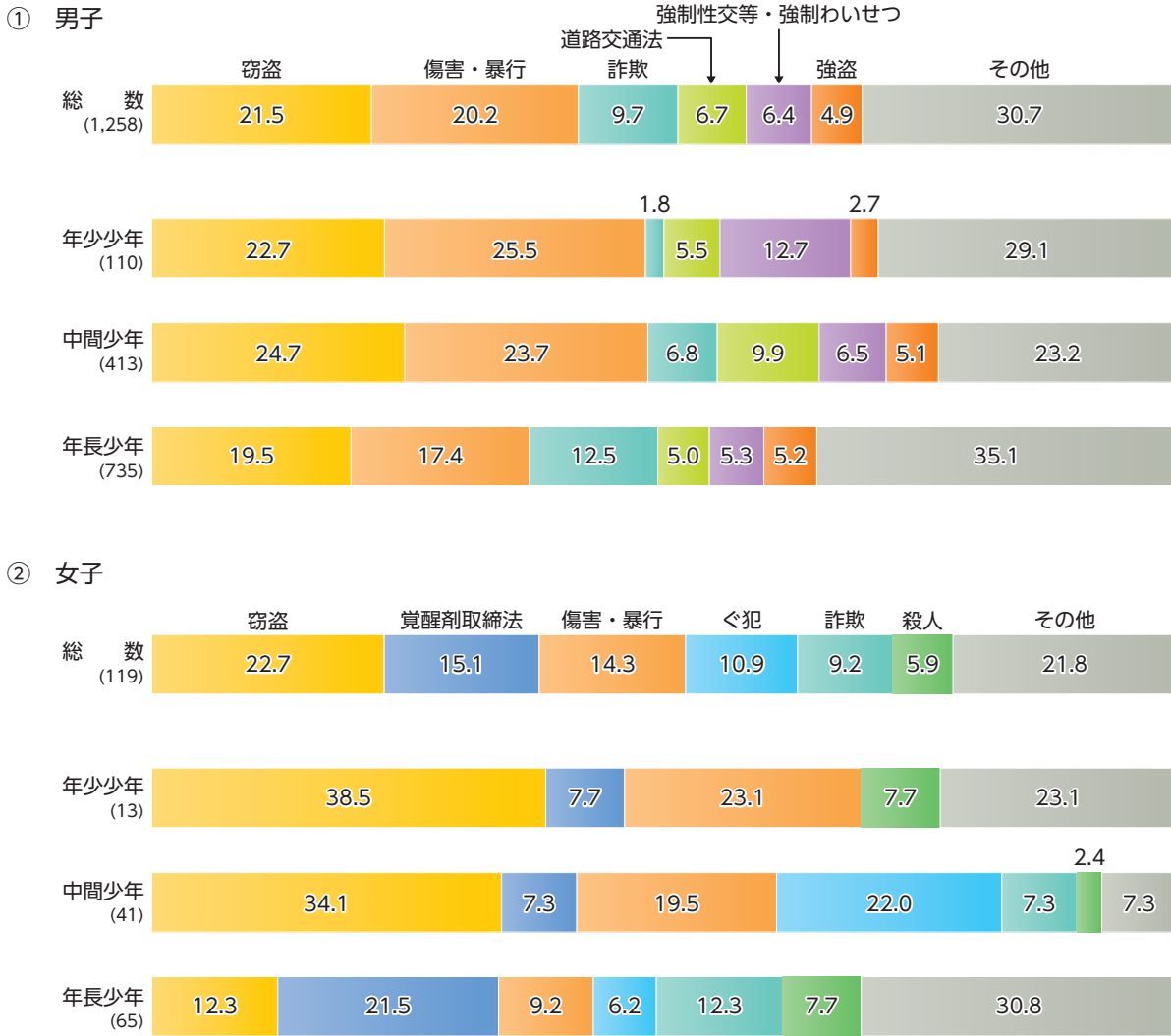
- 注 1 矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。
 2 入院時の年齢による。ただし、「年少少年」は14歳未満の者を含み、「年長少年」は入院時に20歳に達している者を含む。
 3 「人口比」は、各年齢層10万人当たりの少年院入院者の人員である。

イ 非行名

3-2-4-3図は、令和3年における少年院入院者の非行名別構成比を男女別に見るとともに、これを年齢層別に見たものである。男子の構成比を見ると、中間少年及び年長少年では窃盗（それぞれ24.7%、19.5%）、傷害・暴行（それぞれ23.7%、17.4%）の順に高く、中間少年では道路交通法違反（9.9%）、年長少年では詐欺（12.5%）がそれぞれ続く。一方、年少少年では傷害・暴行（25.5%）が最も高く、次いで、窃盗（22.7%）、強制性交等・強制わいせつ（12.7%）の順となっている。女子の構成比を見ると、総数では、窃盗（22.7%）が最も高く、次いで、覚醒剤取締法違反（15.1%）、傷害・暴行（14.3%）の順に高く、年齢層が上がるにつれて、窃盗及び傷害・暴行の構成比が低くなり、年長少年では他の年齢層に比べると覚醒剤取締法違反（21.5%）及び詐欺（12.3%）の構成比が高くなっている。また、女子は、男子と比べ、覚醒剤取締法違反及びぐ犯の構成比が顕著に高い（女子の少年院入院者の特徴については、第4編第7章第2節2項（2）参照）。

3-2-4-3 図 少年院入院者の非行名別構成比（男女別、年齢層別）

（令和3年）



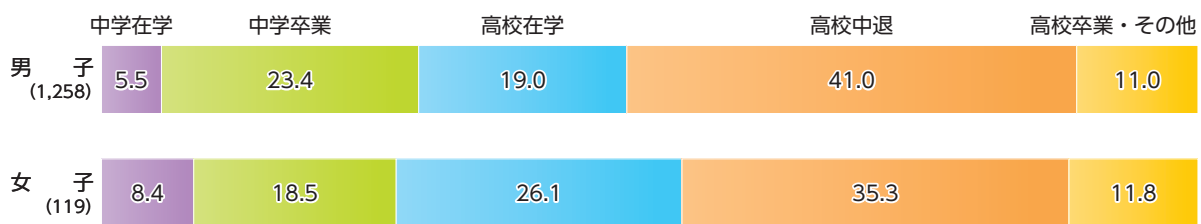
注 1 矯正統計年報による。
 2 入院時の年齢による。ただし、「年少少年」は14歳未満の者を含み、「年長少年」は入院時に20歳に達している者を含む。
 3 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 4 () 内は、実人員である。

ウ 教育程度、就学・就労状況

3-2-4-4 図及び3-2-4-5 図は、令和3年における少年院入院者の教育程度別構成比及び就学・就労状況別構成比を、いずれも男女別に見たものである。

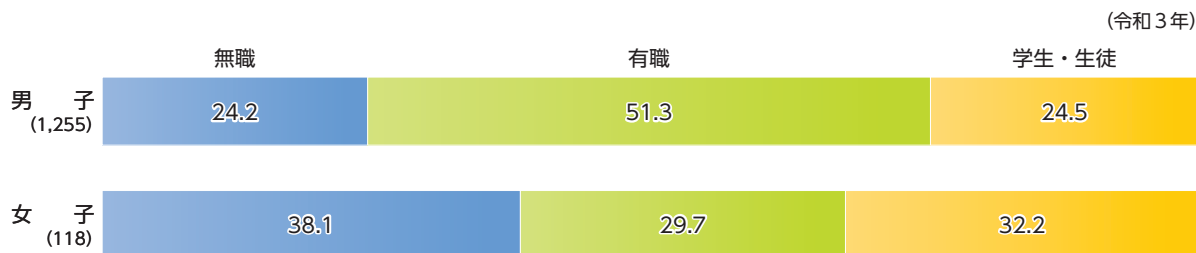
3-2-4-4 図 少年院入院者の教育程度別構成比（男女別）

（令和3年）



注 1 矯正統計年報による。
 2 教育程度は、非行時における最終学歴又は就労状況である。
 3 「その他」は、高等専門学校在学・中退、大学（短期大学を含む。）在学・中退、専修学校在学・中退・卒業である。
 4 () 内は、実人員である。

3-2-4-5図 少年院入院者の就学・就労状況別構成比（男女別）

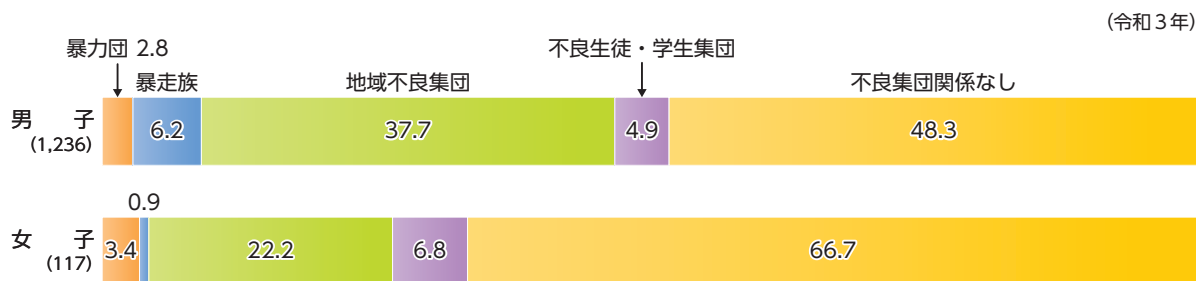


- 注 1 矯正統計年報による。
 2 就学・就労状況は、非行時による。
 3 就学・就労状況が不詳の者を除く。
 4 ()内は、実人員である。

エ 不良集団関係

3-2-4-6図は、令和3年における少年院入院者の不良集団関係別構成比を男女別に見たものである。

3-2-4-6図 少年院入院者の不良集団関係別構成比（男女別）

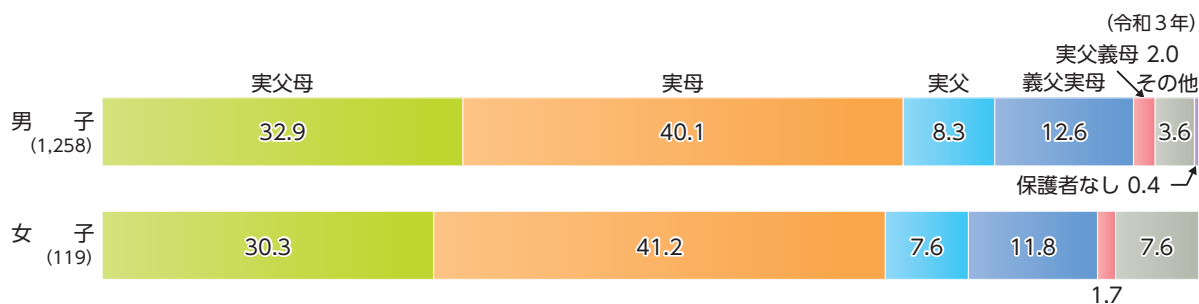


- 注 1 矯正統計年報による。
 2 不良集団関係は、非行時による。
 3 不良集団関係が不詳の者を除く。
 4 ()内は、実人員である。

オ 保護者の状況

3-2-4-7図は、令和3年における少年院入院者の保護者状況別構成比を男女別に見たものである。

3-2-4-7図 少年院入院者の保護者状況別構成比（男女別）

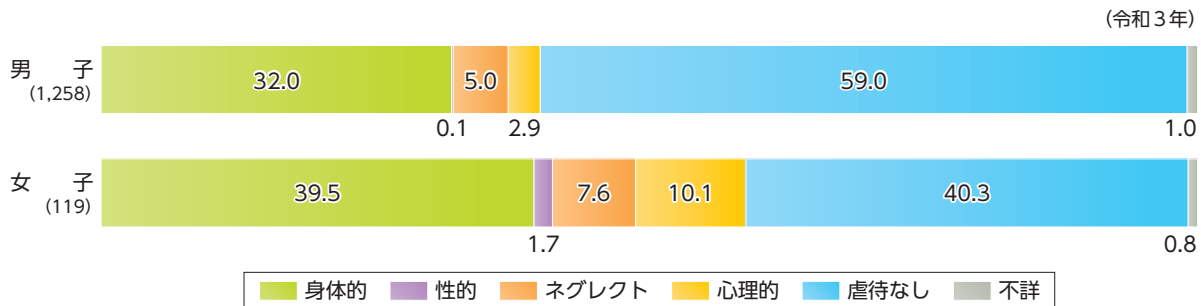


- 注 1 矯正統計年報による。
 2 保護者状況は、非行時による。
 3 「その他」は、養父(母)等である。
 4 ()内は、実人員である。

カ 被虐待経験

3-2-4-8図は、令和3年における少年院入院者の保護者等からの被虐待経験別構成比を男女別に見たものである。ただし、ここでいう被虐待経験の有無・内容は、入院段階における少年院入院者自身の申告等により把握することのできたものに限られている点に留意する必要がある。

3-2-4-8図 少年院入院者の被虐待経験別構成比（男女別）



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 虐待の定義は、児童虐待防止法による。ただし、ここでは保護者以外の家族による少年に対する虐待や、18歳以上の少年に対する虐待も含む。
3 「身体的」は、少年の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えることをいい、「性的」は、少年にわいせつな行為をすること又は少年をしてわいせつな行為をさせることをいい、「ネグレクト」は、少年の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ることをいい、「心理的」は、少年に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをいう。
4 複数の類型に該当する場合は、主要なもの一つに計上している。
5 ()内は、実人員である。

3 少年院における処遇

改正法により、少年院法が改正され、少年院の種類として新たに第5種を追加する（本章第1節1項参照）などの規定の整備が行われた（令和4年4月1日施行）ほか、同改正を踏まえて矯正教育に係る規程が見直され、第5種少年院における矯正教育課程や矯正教育の内容が新たに定められた（特定少年に係る少年院における処遇の詳細については、本項（1）及び（2）並びにコラム3をそれぞれ参照）。

(1) 少年院の種類及び矯正教育課程

少年院には、次の①から⑤までの種類があり、それぞれ、少年の年齢、犯罪的傾向の程度、心身の状況等に応じて、以下の者を収容している。なお、⑤は、前記少年院法の改正により、新たに設置された種類である。

- ① 第1種 保護処分の執行を受ける者（⑤の者を除く。②及び③において同じ。）であって、心身に著しい障害がないおおむね12歳以上23歳未満のもの（②の者を除く。）
- ② 第2種 保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がない犯罪的傾向が進んだ、おおむね16歳以上23歳未満のもの
- ③ 第3種 保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害があるおおむね12歳以上26歳未満のもの
- ④ 第4種 少年院において刑の執行を受ける者
- ⑤ 第5種 2年の保護観察に付されている特定少年であって、かつ、当該保護観察中に遵守すべき事項を遵守しなかったと認められる事由があり、その程度が重く、かつ、少年院において処遇を行わなければ本人の改善及び更生を図ることができないと認められ、少年院に収容する旨の決定を受けた者

少年院においては、在院者の特性に応じて体系的・組織的な矯正教育を実施するため、**矯正教育課程**が定められている。矯正教育課程は、在院者の年齢、心身の障害の状況及び犯罪的傾向の程度、在院者が社会生活に適応するために必要な能力その他の事情に照らして一定の共通する特性を有する在院者の類型ごとに、矯正教育の重点的な内容及び標準的な期間を定めたものである。

少年院の種類（第5種を除く。）ごとに指定された矯正教育課程は、**3-2-4-9表**のとおりであり、令和3年における少年院入院者の矯正教育課程別人員は、**同表**の人員欄のとおりである。なお、第5種少年院における矯正教育課程については、コラム3参照。

3-2-4-9表 少年院入院者の人員（矯正教育課程別）

(令和3年)

少年院の種類	矯正教育課程	符号	在院者の類型	矯正教育の重点的な内容	標準的な期間	人員
第1種	短期義務教育課程	SE	原則として14歳以上で義務教育を終了しない者のうち、その者の持つ問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの	中学校の学習指導要領に準拠した、短期間の集中した教科指導	6月以内の期間	4 (0.3)
	義務教育課程Ⅰ	E1	義務教育を終了しない者のうち、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの	小学校の学習指導要領に準拠した教科指導	2年以内の期間	—
	義務教育課程Ⅱ	E2	義務教育を終了しない者のうち、12歳に達する日以後の最初の3月31日が終了したもの	中学校の学習指導要領に準拠した教科指導		42 (3.1)
	短期社会適応課程	SA	義務教育を終了した者のうち、その者の持つ問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの	出院後の生活設計を明確化するための、短期間の集中した各種の指導	6月以内の期間	173 (12.6)
	社会適応課程Ⅰ	A1	義務教育を終了した者のうち、就労上、修学上、生活環境の調整上等、社会適応上の問題がある者であって、他の課程の類型には該当しないもの	社会適応を円滑に進めるための各種の指導	2年以内の期間	536 (38.9)
	社会適応課程Ⅱ	A2	義務教育を終了した者のうち、反社会的な価値観・行動傾向、自己統制力の低さ、認知の偏り等、資質上特に問題となる事情を改善する必要があるもの	自己統制力を高め、健全な価値観を養い、堅実に生活する習慣を身に付けるための各種の指導		144 (10.5)
	社会適応課程Ⅲ	A3	外国人等で、日本人と異なる処遇上の配慮を要する者	日本の文化、生活習慣等の理解を深めるとともに、健全な社会人として必要な意識、態度を養うための各種の指導		2 (0.1)
	支援教育課程Ⅰ	N1	知的障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの	社会生活に必要な基本的な生活習慣・生活技術を身に付けるための各種の指導		67 (4.9)
	支援教育課程Ⅱ	N2	情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの	障害等その特性に応じた、社会生活に適応する生活態度・対人関係を身に付けるための各種の指導		86 (6.2)
第2種	支援教育課程Ⅲ	N3	義務教育を終了した者のうち、知的能力の制約、対人関係の持ち方の稚拙さ、非社会的行動傾向等に応じた配慮を要するもの	対人関係技能を養い、適応的に生活する習慣を身に付けるための各種の指導	2年以内の期間	258 (18.7)
	社会適応課程Ⅳ	A4	特に再非行防止に焦点を当てた指導及び心身の訓練を必要とする者	健全な価値観を養い、堅実に生活する習慣を身に付けるための各種の指導		28 (2.0)
	社会適応課程Ⅴ	A5	外国人等で、日本人と異なる処遇上の配慮を要する者	日本の文化、生活習慣等の理解を深めるとともに、健全な社会人として必要な意識、態度を養うための各種の指導		—
	支援教育課程Ⅳ	N4	知的障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの	社会生活に必要な基本的な生活習慣・生活技術を身に付けるための各種の指導		—
	支援教育課程Ⅴ	N5	情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの	障害等その特性に応じた、社会生活に適応する生活態度・対人関係を身に付けるための各種の指導		—
第3種	医療措置課程	D	身体疾患、身体障害、精神疾患又は精神障害を有する者	心身の疾患、障害の状況に応じた各種の指導	—	37 (2.7)
第4種	受刑在院者課程	J	受刑在院者	個別の事情を特に考慮した各種の指導	—	—

注 1 矯正統計年報による。
2 () 内は、矯正教育課程別の構成比である。

(2) 矯正教育

少年院における処遇の中核となるのは**矯正教育**であり、在院者には、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導の五つの分野にわたって指導が行われる。少年院の長は、個々の在院者の特性に応じて行うべき矯正教育の目標、内容、方法、期間等を定めた個人別矯正教育計画を作成し、矯正教育はこれに基づき実施される。

少年院における処遇の段階は、その者の改善更生の状況に応じた矯正教育その他の処遇を行うため、1級、2級及び3級に区分されており、在院者は、まず3級に編入され、その後、改善更生の状況等に応じて上位又は下位の段階に移行し、これに応じて、その在院者にふさわしい処遇が行われる。

前記の五つの分野における指導の主な内容は、以下のとおりである。

ア 生活指導

少年院においては、在院者に対し、善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる知識及び生活態度を習得させるために必要な生活指導を行う。生活指導は、①基本的な生活訓練、②問題行動指導、③治療的指導、④被害者心情理解指導、⑤保護関係調整指導及び⑥進路指導について、全体講義、面接指導、作文指導、日記指導、グループワーク等の方法を用いて行われている。

また、在院者の抱える特定の事情の改善に資するために、令和3年度までは6種類の**特定生活指導**が実施されており、3年における各指導の受講終了人員は、①**被害者の視点を取り入れた教育**が48人、②**薬物非行防止指導**が303人、③**性非行防止指導**が126人、④**暴力防止指導**が333人、⑤**家族関係指導**が339人、⑥**交友関係指導**が695人であった（法務省矯正局の資料による。なお、4年度からは、成年に達した者を対象とした「成年社会参画指導」が加わり、7種類となっている。成年社会参画指導については、コラム3参照）。

このうち、薬物非行防止指導及び性非行防止指導については、**重点指導施設**が指定され、指導の充実が図られている。令和3年度は、薬物非行防止指導では11庁、性非行防止指導では2庁が重点指導施設に指定されており、これらの施設においては、他の少年院からも対象者を受け入れるなどして、グループワーク等による重点的かつ集中的な指導が実施されている。

さらに、女子少年については、女子少年に共通する処遇ニーズに対応して全在院者を対象に実施する処遇プログラムが行われている（詳細については、第4編第7章第2節2項（2）参照）。

イ 職業指導

少年院においては、在院者に対し、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるために必要な職業指導を行っている（令和4年度から再編された職業指導の概要については、コラム3参照）。

令和3年における出院者（退院又は仮退院により少年院を出院した者に限る。以下この節において同じ。）のうち、在院中に指定された職業指導の種目において、溶接、土木・建築、情報処理等の資格・免許を取得した者は延べ人員で1,330人、それ以外の資格取得講座において、小型車両系建設機械運転、フォークリフト運転、危険物取扱者等の資格・免許を取得した者は延べ人員で1,763人であった（法務省矯正局の資料による。）。

ウ 教科指導

少年院においては、義務教育未終了者及び社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる在院者に対しては、小学校又は中学校の学習指導要領に準拠した教科指導を行う。そのほか、高等学校への編入若しくは復学、大学等への進学又は就労等のために高度な学力を身に付けることが必要な者に対しては、その学力に応じた教科指導を行うことができる。令和3年における出院者のうち、中学校又は高等学校への復学が決定した者は、それぞれ

22人、54人であり、在院中に中学校の修了証明書を授与された者は、58人であった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。なお、法務省と文部科学省の連携により、少年院内において、高等学校卒業程度認定試験を実施しており、同年度の受験者数は443人、合格者数は、高卒認定試験合格者が169人、一部科目合格者が260人であった（文部科学省総合教育政策局の資料による。）。

エ 体育指導

善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる健全な心身を培わせるため必要な体育指導が行われている。体育指導においては、各種スポーツ種目等を通じて、日常生活に必要な体力や技能を高めることのみならず、遵法の本質や協調性を育むような指導に留意している。

オ 特別活動指導

特別活動指導においては、在院者の情操を豊かにし、自主、自律及び協同の本質を養うため、自主的活動、クラブ活動、情操的活動、行事及び社会貢献活動が行われている。このうち、社会貢献活動としては、社会に有用な活動を通じて規範意識、社会性の向上等を図ることを目的として、公共施設における清掃活動等が行われている。

コラム3 少年法等の改正後の少年院における処遇の実際について

少年院においては、令和4年4月から施行された改正法を踏まえ（本章第1節1項及び本節参照）、新たな枠組み・指導体制等を構築した上で、更なる矯正教育等の充実強化に着手している。少年院の処遇の実際について、以下の3点を紹介する。

第一は、**特定少年**（本章第1節1項参照）に対する矯正教育の実施である。これは、法制審議会諮問第103号答申において、罪を犯した18歳及び19歳の者は、民法上等で「成年」として位置付けられる一方、可塑性を有する存在であり、18歳未満の者とも20歳以上の者とも異なる取扱いをすべきであるとされたことを踏まえ、検討が開始されたものであり、令和3年1月以降、外部有識者を交えた検討会での議論等を経て、その方向性が取りまとめられた。そこで確認された方向性は、特定少年を「民法上等の成年であり、責任ある主体として積極的に社会参加すべき存在」として位置付け、新たな教育プログラムを策定・導入するというものであった。この教育プログラムの内容・方法等については、その後検討が重ねられ、最終的には、**成年社会参画指導**という特定生活指導（本節3項（2）ア参照）が新たに開発された。同指導の受講者全員に統一的に実施されるプログラムは、ワークブック「大人へのステップ」に基づいて実施され、指導時間数は12単元（1単元100分）となっている。各単元のテーマは、「大人になる」、「非行・犯罪について」、「契約について」、「訴訟について」、「結婚について」など多岐にわたっている。成年であることの自覚及び責任を喚起するとともに、社会参加に必要な知識を付与すること等を指導目標にしており、これまでの少年院における矯正教育の枠組みを拡充する指導内容・方法等となっている。

第二は、第5種少年院の運用の開始である。第5種少年院には、以下の表のとおり、二つの矯正教育課程が設置されている。

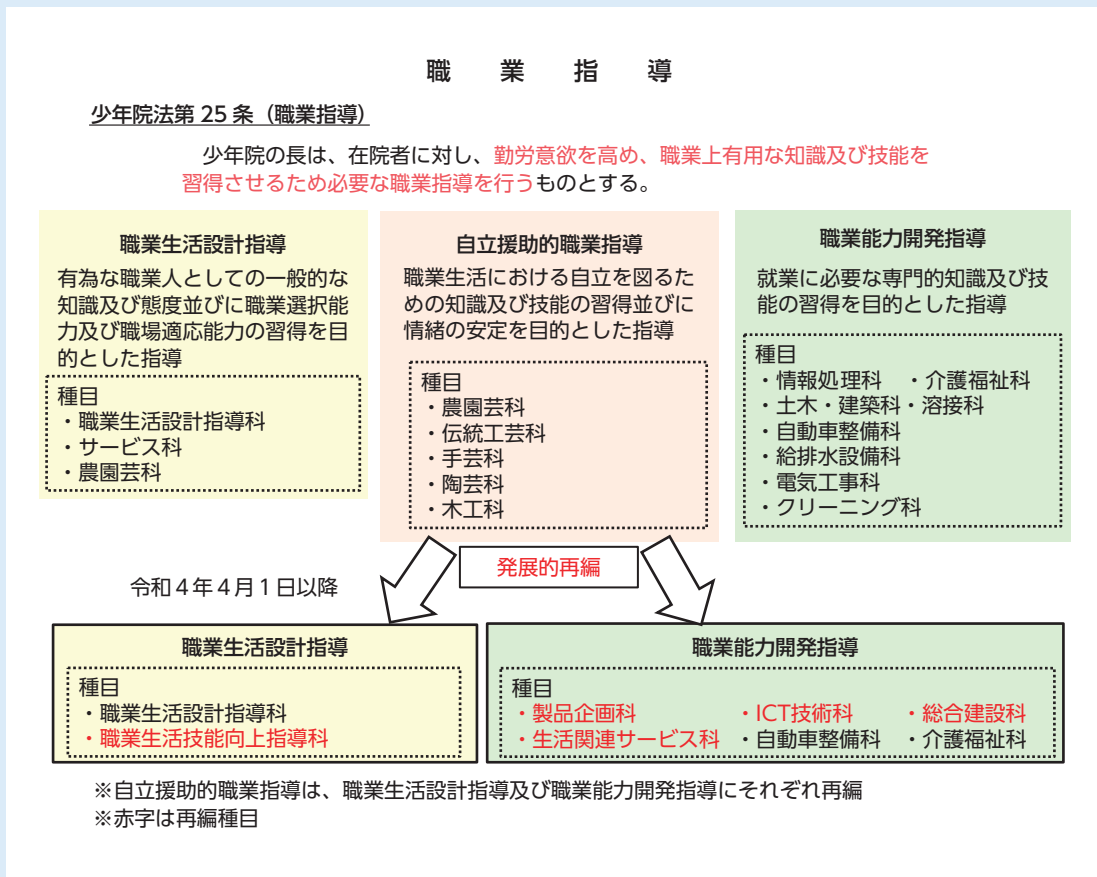


成年社会参画指導 ワークブック「大人へのステップ」
【写真提供：法務省矯正局】

少年院の種類	矯正教育課程	符号	在院者の類型	矯正教育の重点的な内容	標準的な期間
第5種	保護観察復帰指導課程Ⅰ	P1	保護観察再開に向けた社会適応上の指導を要する者のうち、その者の持つ問題性が比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの	保護観察を再開するための、短期間の集中した各種の指導	3月以内の期間
	保護観察復帰指導課程Ⅱ	P2	保護観察再開に向けた社会適応上の指導を要する者（保護観察復帰指導課程Ⅰに該当する者を除く。）	保護観察を再開するための、集中した各種の指導	6月以内の期間

第5種少年院在院者に対しては、**保護観察復帰プログラム**が新たに開発され、少年院と保護観察所が連携して実施することとされている。これは、当該在院者が「ありたい自分」に向かう一連のプロセスの一部として保護観察を位置付け、少年院職員や保護観察官等と対話を深めながら、更生することへの動機付けを高めることを指導目的としており、動機づけ面接の行動変容の理論に基づく教材とミーティングを効果的に組み合わせた指導内容となっている。同教材に基づく指導時間数は10単元（1単元：個別指導の場合50分、集団指導の場合100分）であり、各単元は、「今の自分」、「私の大切なもの」、「ありたい自分」、「強みと資源」、「私のロードマップ」などをテーマとしており、保護観察官や保護司の参加が推奨される単元も含まれている。ミーティングは、退院後の更生に向けて必要な事項等の話し合いをするため、当該在院者のほか、少年院職員、保護観察官又は保護司、家族やその他の支援者を参加者として、複数回実施することとされている。少年院と保護観察所の密接な連携を前提とした初めての試みであり、その効果が注目される。

第三は、職業指導種目の再編である。前記の外部有識者を交えた検討会は、主として18歳及び19歳の者に対する矯正教育の在り方について議論されたものであるが、課題の一つとして「時代のニーズに対応した職業指導種目の設置」が挙げられたことを踏まえ、今回の再編につながったものである（概要については、以下の図を参照）。



これまで、職業指導は、①「職業能力開発指導」、②「自立援助的職業指導」及び③「職業生活設計指導」の三つの指導に分かれていたが、②が発展的に①及び③それぞれに再編され、再編後は、①及び③の二つの指導に大別されることになった。

それぞれの指導において、職業指導種目も再編され、例えば、新設された種目である**ICT技術科**は、プログラミング教育などICTに係る知識の習得等がねらいとされ、従来の電気工事科、溶接科、土木建築科等が統合された**総合建設科**は、複数の資格取得に向けた知識・技術の習得等がねらいとされている。このほか、従来の農園芸科、木工科、手芸科、陶芸科等が統合された**製品企画科**は、製品企画から制作、展示、販売までを体験することがねらいとされているなど、より実践・社会的視点を考慮した発展的再編になった。

このように、改正法の施行を機に、少年院では、新たな枠組み・指導体制等について検討が重ねられ、特定少年を含む在院者に対する矯正教育の充実強化が図られている。ところで、少年院は、大正12年（1923年）1月に初めて、東京に多摩少年院が、大阪に浪速少年院が開設され、令和5年（2023年）に100周年を迎える。この間、少年院は、処遇に関する知見・ノウハウを着実に蓄積し、少年院送致となった非行少年の処遇に係る専門機関としての役割を果たしてきたものであるが、今般、特定少年に対する処遇、保護観察中に遵守すべき事項を遵守しなかった特定少年を保護観察に復帰させることを目的とした新たなプログラムの開発・実施、若年受刑者処遇における矯正教育の手法やノウハウの活用（コラム2参照）など、その役割・機能を更に拡充しつつある。改正法施行後の少年院における処遇の実際は、時代のニーズに応えた更なる充実強化にほかならず、次の100年に向けての新たな知見・ノウハウの蓄積が期待される。

（3）保護者に対する協力の求め等

少年院においては、在院者の保護者等に対し、在院者の処遇に関する情報の提供、少年院の職員による面接の実施、少年院で実施する教育活動への参加依頼等を通じて、在院者の処遇への理解と協力を得よう努めている。令和3年に保護者等の参加を依頼した少年院の主な教育活動としては、保護者等と在院者が共同で活動し、相互理解を深めさせることなどを目的とした**保護者参加型プログラム**を延べ87回（保護者等の参加人員は延べ400人）、保護者等に在院者の処遇や円滑な社会復帰に向けた支援内容に関する理解を深めさせることを目的とした**保護者会**を延べ674回（同1,538人）、家族間のコミュニケーション等に関する**講習会**を延べ109回（同425人）実施した（法務省矯正局の資料による。）。)

また、少年院においては、家族関係を調整する上で必要があると認められる場合のほか、在院者と保護者等との間で、将来の進路や出院後の生活、被害弁償等の重要な問題について話し合う必要があると認められるなどの場合、在院者を少年院の特に区分した場所に収容し、同所にその保護者等を宿泊させる方法により面会をさせることができる（**宿泊面会**）が、令和3年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、宿泊面会の実施がなかった（法務省矯正局の資料による。）。)

（4）関係機関等に対する協力の求め等

少年院においては、家庭裁判所等の関係機関を始めとして、学校、病院、民間の篤志家等に対して協力を求め、その専門的な知識・技術を活用して在院者の改善更生を図っている。

民間の篤志家として、篤志面接委員、教誨師、更生保護女性会員、BBS会員等が支援活動を行っている。**篤志面接委員**は、在院者に対し、種々の悩みについての相談・助言、教養指導等を行っており、令和3年末現在、391人を少年院の篤志面接委員として委嘱している（法務省矯正局の資料によ

る。)**教誨師**は、在院者の希望に応じて宗教教誨を行っており、同年末現在、329人を少年院の教誨師として依頼している（法務省矯正局の資料による。第2編第4章第4節3項参照）。**更生保護女性会員、BBS会員**等は、定期的に少年院を訪問し、様々な形で少年院の処遇を支援している（同編第5章第6節4項（1）及び（2）参照）。

（5）社会復帰支援

少年院は、出院後に自立した生活を営む上での困難を有する在院者に対しては、その意向を尊重しつつ、保護観察所と連携して、適切な帰住先を確保すること、医療及び療養を受けることを助けること、修学又は就業を助けることなどの社会復帰支援を行っている。

法務省においては、厚生労働省と連携し、**刑務所出所者等総合的就労支援対策**の一環として、少年院在院者に対してハローワークの職員による職業相談等を実施しており（第2編第4章第3節4項参照）、また、障害を有し、かつ、適当な帰住先がない在院者に対して、出院後速やかに福祉サービスを受けることができるようにするための**特別調整**を実施している（同節5項及び同編第5章第2節2項参照）。

令和3年における出院者のうち、就労支援の対象者に選定されて支援を受けた者は444人（28.3%）、そのうち就職の内定を得た者は145人（出院者の9.3%、就労支援を受けた者の32.7%）であった（矯正統計年報による。出院者の進路については、本節4項（1）参照）。

さらに、少年院においては、高等学校等への復学等を希望している在院者又は中学校への復学等が見込まれる在院者に対し、出院後の円滑な復学等を図るために行う修学支援についても充実が図られている。全在院者に対し、「学ぶ」ことの意義、学校の種類、学校卒業後の進路等について情報提供することを目的とした**修学支援ハンドブック**が配布されているほか、転学又は入学が可能な学校や、利用可能な経済的支援等に係る情報収集と提供を民間の事業者に委託する修学支援情報提供等請負業務（通称「**修学支援デスク**」）が整備され、在院者がこれを利用して転入学に関する具体的な情報を得られる。令和3年度における修学支援デスクの利用状況は、進路希望依頼が235件、調査報告が700件であった（法務省矯正局の資料による。）。)

なお、法務省は、令和3年8月から、ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）による非行少年への学習支援事業を開始した。これは、法務省との間で成果連動型民間委託契約を締結した受託者（共同事業体）が、非行少年を対象として、少年院在院中から出院後まで継続して、最長1年間の学習支援を実施するというものである。

4 出院者

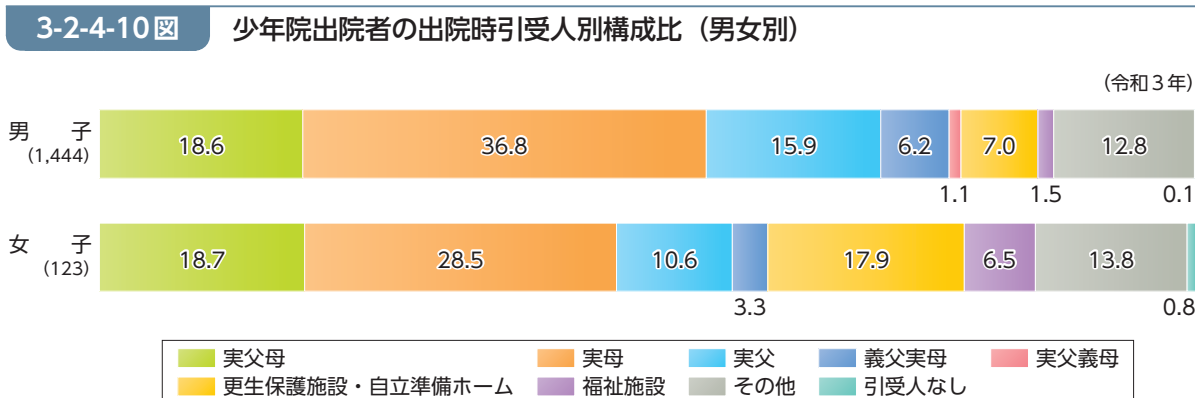
（1）出院状況・進路

令和3年における少年院の出院者は1,567人であり、このうち1,560人（99.6%）が仮退院によるものであった。仮退院者の平均在院期間を出院時の矯正教育課程別に見ると、短期義務教育課程（SE）又は短期社会適応課程（SA）の対象者では147日、SE及びSA以外の対象者では379日であった（矯正統計年報による。）。)

出院者の進路は、36.1%が就職決定、1.2%が進学決定、1.4%が中学校復学決定、3.4%が高等学校復学決定、0.4%が短期大学・大学・専修学校復学決定であり、40.8%が就職希望、13.1%が進学希望、1.7%が進路未定であった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。)

(2) 帰住先

令和3年における出院者の出院時引受人別構成比を男女別に見ると、3-2-4-10図のとおりである。



(3) 出院者等からの相談

少年院においては、出院者又はその保護者等から、出院者の交友関係、進路選択等について相談を求められた場合において、相当と認めるときは、少年院の職員がその相談に応じている。また、他の機関が対応をすることが適当である場合には、他の適切な機関を紹介するとともに、仮退院した者に係る相談を求められた場合には、保護観察所と連携して対応に当たっている。令和3年における出院者又はその保護者等からの相談件数は841件であり、そのうち主な相談内容の件数(重複計上による。)は、交友関係が146件、家族関係が138件、進路選択が122件であった(法務省矯正局の資料による。)

5 少年院の運営等

(1) 少年院視察委員会

各少年院には、法務大臣が任命する7人以内の外部の委員で構成され、少年院を視察し、その運営に関し、少年院の長に対して意見を述べる少年院視察委員会が設置されている。在院者は、委員による面接を希望する場合には、これを申し出ることができるほか、委員会に対する意見等がある場合には、意見等を記載した書面を少年院内に設置された提案箱に投かんすることができる。令和3年度における少年院視察委員会の活動状況は、会議の開催196回、少年院の視察62回、在院者との面接396件であり、同委員会が少年院の長に対して提出した意見は291件であった(法務省矯正局の資料による。)

(2) 保健衛生・医療

在院者には、できる限り戸外で、健全な心身の成長を図るため適切な運動を行う機会が与えられている。運動においては、矯正教育における体育指導とは異なり、在院者の自主性が尊重されている。また、少年院においては、職員である医師等又は少年院の長が委嘱する医師等が、在院者の診療を行い、必要な医療上の措置を執っている(第2編第4章第4節2項参照)。

なお、令和4年4月1日現在、専門的に医療を行う少年院(第3種)として、東日本少年矯正医療・教育センター及び京都医療少年院の2庁が設置されている。

(3) 規律・秩序の維持

在院者の処遇の適切な実施を確保し、その改善更生及び円滑な社会復帰を図るのにふさわしい安全かつ平穏な共同生活を保持するためには、少年院の規律及び秩序は適正に維持されなければならない。そのため、少年院においては、少年院法により定められた要件や手続等に基づき、少年院の規律及び秩序を害する反則行為をした在院者に対して、不利益処分である懲戒を行うことがある。懲戒は、少年院の規律及び秩序の維持を主たる目的としつつ、当該在院者の規範意識を喚起する教育的機能を持つものであり、①厳重な訓戒（少年院の長が、反則行為をした在院者にその非を教え、今後を戒めるもの）、②20日以内の謹慎（反則行為をした在院者を集団処遇から離脱させ、居室内で処遇することで反省を促すもの）の2種類がある。令和3年における出院者（1,567人）のうち、在院中に、厳重な訓戒の処分を受けた者は177人、20日以内の謹慎の処分を受けた者は348人であった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

(4) 不服申立制度

不服申立制度として、救済の申出及び苦情の申出の制度がある。救済の申出は、自己に対する少年院の長の措置その他自己が受けた処遇について苦情があるときに、法務大臣に対して、救済を求める申出をすることができる制度であり、苦情の申出は、自己に対する少年院の長の措置その他自己が受けた処遇について、監査官及び少年院の長に対して申出をすることができる制度である。令和3年における救済の申出件数は、53件であった（法務省矯正局の資料による。）。

第5節

保護観察

1 概説

少年は、家庭裁判所の決定により保護観察に付される場合のほか、保護観察所で生活環境の調整（第2編第5章第2節2項参照）を行い、地方更生保護委員会の決定により少年院からの仮退院が許された場合にも、保護観察に付される。

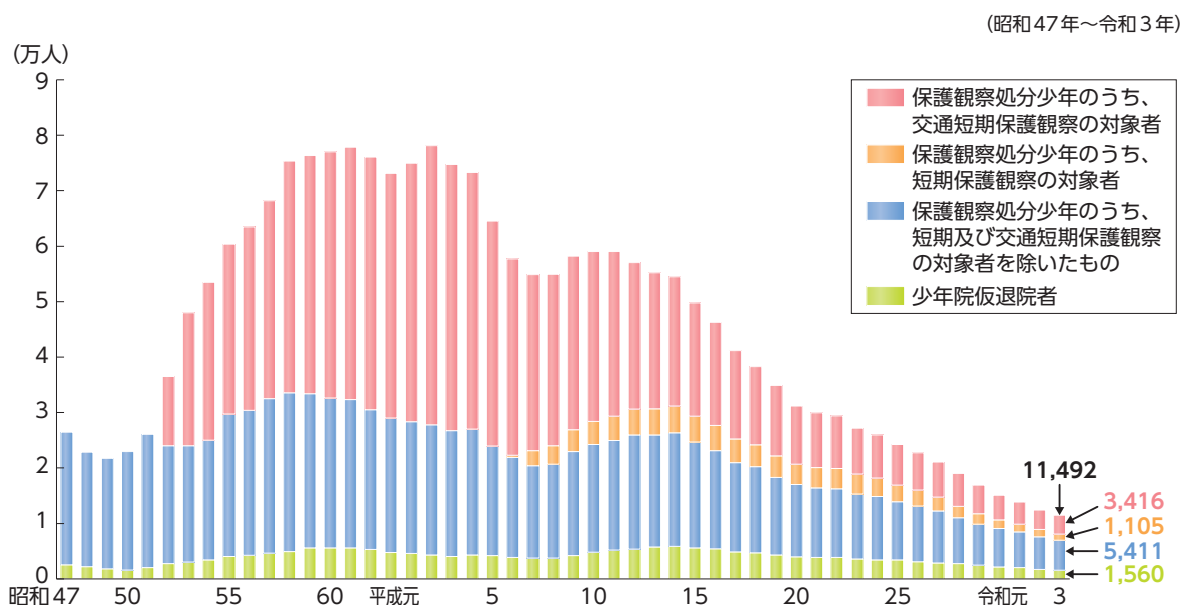
家庭裁判所は、少年を保護観察に付する決定をする場合（ただし、令和4年4月に施行された改正法（第3編第2章第1節1項参照）により、特定少年については、2年の保護観察に付する決定をする場合に限る。）、短期保護観察又は交通短期保護観察が相当である旨の処遇勧告をすることがあり、その場合、保護観察はこの勧告に従って行われる。短期保護観察は、交通事件以外の非行少年であって、非行性の進捗がそれほど深くなく、短期間の保護観察により更生が期待できる者を対象とするものである。交通短期保護観察は、交通事件による非行少年であって、一般非行性がないか又はその進捗が深くなく、交通関係の非行性も固定化していない者を対象とするものであり、通常の処遇に代えて、集団処遇を中心とした処遇を集中的に実施している。

2 少年の保護観察対象者

(1) 保護観察開始人員の推移

保護観察処分少年（家庭裁判所の決定により保護観察に付されている者）及び**少年院仮退院者**（少年院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者）について、保護観察開始人員の推移（最近50年間）を見ると、**3-2-5-1図**のとおりである。保護観察処分少年の保護観察開始人員は、平成11年以降減少し続け、令和3年は9,932人（前年比801人（7.5%）減）であった。少年院仮退院者の保護観察開始人員は、平成9年から14年まで増加していたが、その後、減少傾向にあり、令和3年は1,560人（同132人（7.8%）減）であった（CD-ROM資料**2-7**参照）。

3-2-5-1図 少年の保護観察開始人員の推移



注 1 保護統計年報による。
2 「交通短期保護観察」及び「短期保護観察」については、それぞれ制度が開始された昭和52年、平成6年以降の数値を計上している。

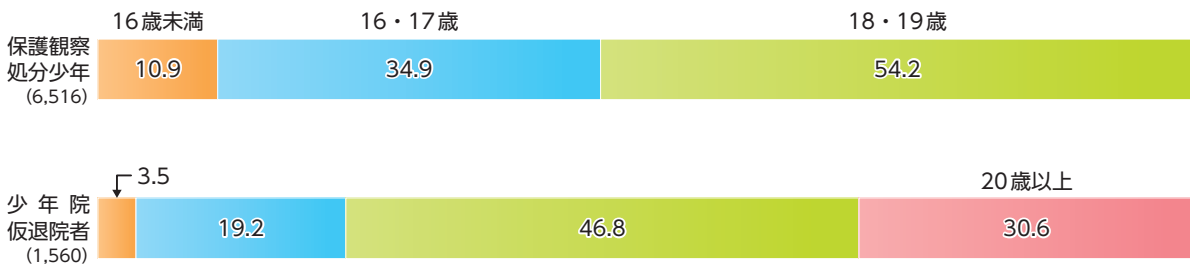
(2) 保護観察対象者の特徴

ア 年齢

保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。以下この項において同じ。）及び少年院仮退院者について、令和3年における保護観察開始人員の年齢層別構成比を見ると、**3-2-5-2図**のとおりである。

3-2-5-2図 少年の保護観察開始人員の年齢層別構成比

(令和3年)



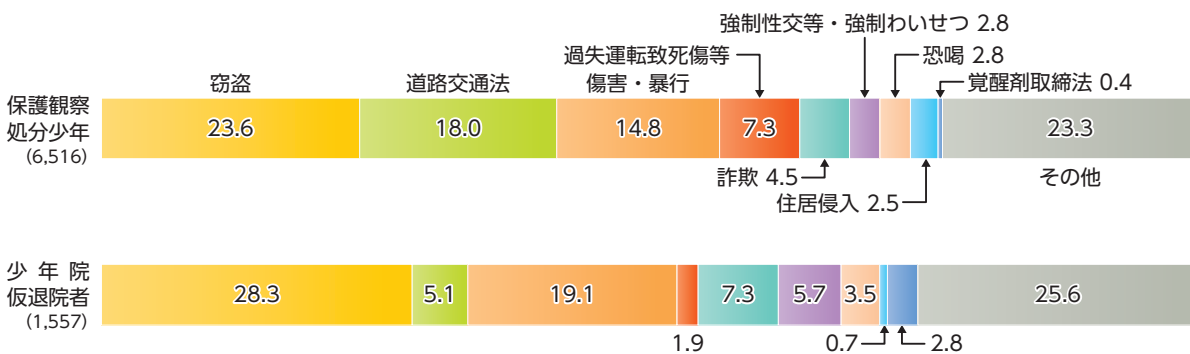
- 注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察に付された日の年齢による。
 3 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 4 () 内は、実人員である。

イ 非行名

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、令和3年における保護観察開始人員の非行名別構成比を見ると、**3-2-5-3図**のとおりである。保護観察処分少年では、男女共、窃盗が最も高く、次いで、道路交通法違反、傷害・暴行の順であった。少年院仮退院者では、男子は窃盗が最も高く、次いで、傷害・暴行、詐欺の順であり、女子は窃盗が最も高く、次いで、傷害・暴行、覚醒剤取締法違反の順であった（CD-ROM参照）。

3-2-5-3図 少年の保護観察開始人員の非行名別構成比

(令和3年)

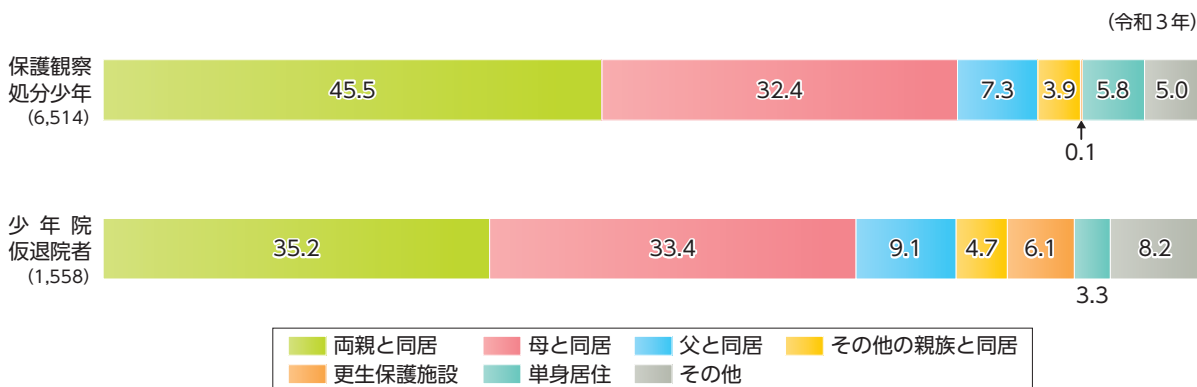


- 注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 4 少年院仮退院者は、施設送致申請に基づき少年法26条の4第1項の決定により少年院に収容され仮退院した3人を除く。
 5 () 内は、実人員である。

ウ 居住状況

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、令和3年における保護観察開始人員の居住状況別構成比を見ると、3-2-5-4図のとおりである。

3-2-5-4図 少年の保護観察開始人員の居住状況別構成比

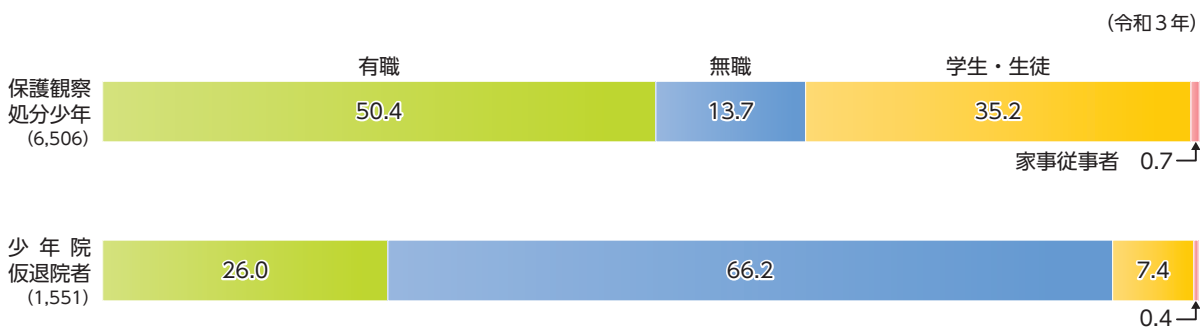


- 注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察開始時の居住状況による。
 3 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 4 「その他の親族と同居」は、配偶者（内縁関係にある者を含む。以下同じ。）と同居を含まない。
 5 「その他」は、配偶者と同居、雇住宅等である。
 6 居住状況が不詳の者を除く。
 7 () 内は、実人員である。

エ 就学・就労状況

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、令和3年における保護観察開始時の就学・就労状況別構成比を見ると、3-2-5-5図のとおりである（年齢層別の人員については、CD-ROM参照）。

3-2-5-5図 少年の保護観察開始人員の就学・就労状況別構成比



- 注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 保護観察開始時の就学・就労状況による。
 4 就学・就労状況が不詳の者を除く。
 5 () 内は、実人員である。

3 少年の保護観察対象者に対する処遇

保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対する処遇は、基本的に、特定暴力対象者に対する処遇、専門的処遇プログラム及び中間処遇制度を除き、仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者に対する処遇と同様である（第2編第5章第3節2項参照）。

(1) 類型別処遇

保護観察処分少年（短期保護観察及び交通短期保護観察の対象者を除く。その他、令和4年4月以降は、保護処分時に特定少年であり、6月の保護観察に付された者を除く。以下（1）において同じ。）及び少年院仮退院者に対しても、**類型別処遇**（第2編第5章第3節2項（2）参照）が実施されている。令和3年末現在における保護観察処分少年及び少年院仮退院者の類型の認定状況を見ると、**3-2-5-6表**のとおりである。

3-2-5-6表 少年の保護観察対象者の類型認定状況

(令和3年末現在)

領域区分	類 型	保護観察処分少年		少年院仮退院者	
関係性領域	児 童 虐 待	4	(0.1)	—	
	配 偶 者 暴 力	34	(0.5)	3	(0.2)
	家 庭 内 暴 力	110	(1.5)	55	(3.1)
	ス ト ー カ ー	44	(0.6)	5	(0.3)
不良集団領域	暴 力 団 等	16	(0.2)	22	(1.2)
	暴 走 族	278	(3.8)	89	(5.0)
	特 殊 詐 欺	276	(3.8)	144	(8.0)
社会適応領域	就 労 困 難	643	(8.8)	423	(23.5)
	就 学	1,178	(16.1)	151	(8.4)
	中 学 生	239	(3.3)	15	(0.8)
	精 神 障 害	848	(11.6)	440	(24.5)
	発 達 障 害	525	(7.2)	257	(14.3)
	知 的 障 害	279	(3.8)	157	(8.7)
嗜癖領域	薬 物	686	(9.4)	267	(14.9)
	ア ル コ ー ル	173	(2.4)	84	(4.7)
	性 犯 罪	663	(9.1)	217	(12.1)
	ギ ャ ン ブ ル	36	(0.5)	24	(1.3)
	嗜 癖 的 窃 盗	23	(0.3)	3	(0.2)

- 注 1 保護統計年報及び法務省保護局の資料による。
 2 複数の類型に認定されている者については、該当する全ての類型について計上している。
 3 中学生は、就学の内数である。
 4 発達障害及び知的障害は、精神障害の内数である。
 5 ()内は、令和3年末現在、保護観察中の保護観察処分少年（交通短期保護観察及び短期保護観察の対象者を除く。）及び少年院仮退院者の各総数（類型が認定されていない者を含む。）のうち、各類型に認定された者の占める比率である。

(2) 凶悪重大な事件を起こした少年に対する処遇

殺人等の凶悪重大な事件を起こして保護観察に付された少年（保護観察処分少年及び少年院仮退院者）は、生活環境の調整及び保護観察の実施において特段の配慮を要するため、重点的な処遇期間（保護観察開始後1年間）を定め、保護観察官の関与を深めるとともに、しよく罪指導プログラム（第2編第5章第3節2項（4）参照）を実施するなど、被害者への対応に関する助言指導も行っている。

(3) 専門的処遇プログラム

保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対しては、その者の非行事実等に照らして必要と認められる場合、その特性等に十分配慮した上で、**専門的処遇プログラム**を受けることを生活行動指針として定め、当該プログラムが実施されることがある（第2編第5章第3節2項（3）参照）。令和4年4月以降は、各専門的処遇プログラムの対象者のうち、18歳以上で、当該プログラムを受けることを特別遵守事項として定める必要性が認められるものについては、原則として、当該プログラムを受けることを特別遵守事項として定めている。

(4) 社会貢献活動

保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対しても、社会性の向上、自己有用感の涵養^{かん}、規範意識の強化等を図るため、**社会貢献活動**が実施されており、平成27年6月からは、特別遵守事項として定めて義務付けられている。令和3年度は322回（前年比57回減）実施され、延べ人員として、225人（同128人減）の保護観察処分少年、26人（同17人減）の少年院仮退院者が参加した（法務省保護局の資料による。社会貢献活動の内容等については、第2編第5章第3節2項（10）参照）。

(5) 就労支援・修学支援等

保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対しても、法務省と厚生労働省が連携して実施している**刑務所出所者等総合的就労支援対策**に基づく計画的な就労支援及び**更生保護就労支援事業**による寄り添い型の就労支援が行われている（第2編第5章第3節2項（9）参照）。令和4年4月以降は、保護処分時に特定少年であって、就労に係る遵守事項が設定された者のうち、就労意欲に乏しいものや、当面就労の見込みがないものなどに対しては、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育むことを目的とするジョブキャリア学習を実施している。また、沼田町就業支援センターでは、将来の就農に意欲を持つ保護観察処分少年、少年院仮退院者及び若年仮釈放者を宿泊させて、実習農場等において職業訓練を実施している（同項（11）参照）。

保護観察所は、学校等の関係機関と連携した修学支援に取り組んでおり、令和3年度から、一部の保護観察所において、修学の継続のために支援が必要と認められる保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対し、個々の対象者の抱える課題等に応じて、学習支援、学校等の関係機関とのケース会議、キャリア教育講演会等の実施などを組み合わせた支援を実施する修学支援パッケージを試行的に行っている。

(6) 保護者に対する措置

保護観察所においては、少年の保護観察対象者の保護者に対し、少年の生活実態等を把握して適切にその監護に当たるべきことや、少年の改善更生を妨げていると認められる保護者の行状を改めるべきことについて指導又は助言を行うほか、少年の非行に関連する問題の解消に資する知識等の提供を目的とする講習会や、保護者同士が子育てに関する経験、不安や悩みを話し合う**保護者会**を開催するなどしている。令和3年度においては、講習会・保護者会等が20回（前年比3回減）実施され、67人（前年比24人減）が参加した（法務省保護局の資料による。）。

(7) 更生指導

令和4年4月以降、保護処分時に特定少年であり、6月の保護観察に付された者については、比較的軽微な罪を犯し、その問題性が比較的小さく、遵守事項違反の場合の収容の仕組みがなくても改善更生を図ることができると想定されることから、不良措置（本節4項（2）参照）を執ることができない枠組みで処遇を行っており、毎月1回、保護観察官に対し自己の生活状況について報告させるとともに、個々の課題に応じて、期間中に1回から数回、交通講習や社会貢献活動等の必要な講習等を受けさせる処遇（**更生指導**）を行っている。ただし、生活環境の改善・調整など補導援護の措置を特に継続して行う必要があると認められ、家庭裁判所からその旨の処遇勧告がなされた場合などには、必要に応じて担当保護司を指名し、毎月1回以上、保護観察官又は保護司を訪問させて生活状況を報告させ、状況に応じて必要な補導援護の措置を行っている。

4 少年の保護観察対象者に対する措置

(1) 良好措置

保護観察処分少年は、原則として、20歳に達するまで（その期間が2年に満たない場合には2年間。令和4年4月以降、保護処分時に特定少年であり、6月又は2年の保護観察に付された者については当該期間。）保護観察を受けるが、保護観察を継続しなくとも確実に改善更生することができると思えられるに至ったときは、保護観察所の長の判断により、**解除**の措置が執られて保護観察は終了する。また、保護観察所の長の判断により、一定期間、指導監督、補導援護等を行わず経過を観察する**一時解除**の措置が執られることもある。少年院仮退院者は、少年院の収容期間（収容すべきであった期間）の満了まで保護観察を受けるが、保護観察を継続しなくとも確実に改善更生することができると思えられるに至ったときは、保護観察所の長の申出に基づき地方更生保護委員会が退院を決定し、保護観察は終了する。令和3年に解除となった者（交通短期保護観察の対象者を除く。）は5,629人、一時解除となった者は4人、退院となった者は135人であった（保護統計年報による。）。

(2) 不良措置

保護観察所の長は、保護観察処分少年（令和4年4月以降は、保護処分時に特定少年であり、6月又は2年の保護観察に付された者を除く。）が遵守事項を遵守しなかったときは、これを遵守するよう**警告**を発することができ、なお遵守事項を遵守せず、その程度が重いときは、家庭裁判所に対し、新たな保護処分として児童自立支援施設・児童養護施設送致又は少年院送致の決定をするように申請（**施設送致申請**）することができる。また、保護観察所の長は、新たにぐ犯事由があると認めるときは、家庭裁判所に**通告**することができる。令和3年に警告がなされた者は36人、施設送致申請がなされた者は2人、通告がなされた者は5人であった（保護統計年報及び法務省保護局の資料による。）。

令和4年4月以降、保護観察所の長は、保護処分時に特定少年であり、2年の保護観察に付された者が遵守事項を遵守せず、その程度が重いと思えるときは、家庭裁判所に対し、少年院に収容する旨の決定（**収容決定**）を申請することができ（ただし、保護観察に付された際に1年以下の範囲内で定められた収容可能期間を満了していないときに限る。）、家庭裁判所の決定により、当該者は収容可能期間の範囲内で少年院に収容される。その場合、家庭裁判所の決定があった時から保護観察は停止し、地方更生保護委員会の決定により退院が許され釈放された時又は収容可能期間が満了した時から保護観察の期間は再び進行する。

少年院仮退院者（令和4年4月以降は、保護処分時に特定少年であり、少年院に送致となった者を除く。）が遵守事項を遵守しなかったときは、保護観察所の長の申出と地方更生保護委員会の申請を経て、家庭裁判所の決定により、少年院に再収容（**戻し収容**）することがある。令和3年に戻し収容となった者は、4人であった（保護統計年報による。）。

令和4年4月以降、保護処分時に特定少年であり、少年院に送致となった少年院仮退院者が遵守事項を遵守しなかったときは、地方更生保護委員会の**仮退院の取消し**決定により、再び少年院に収容されることがある。

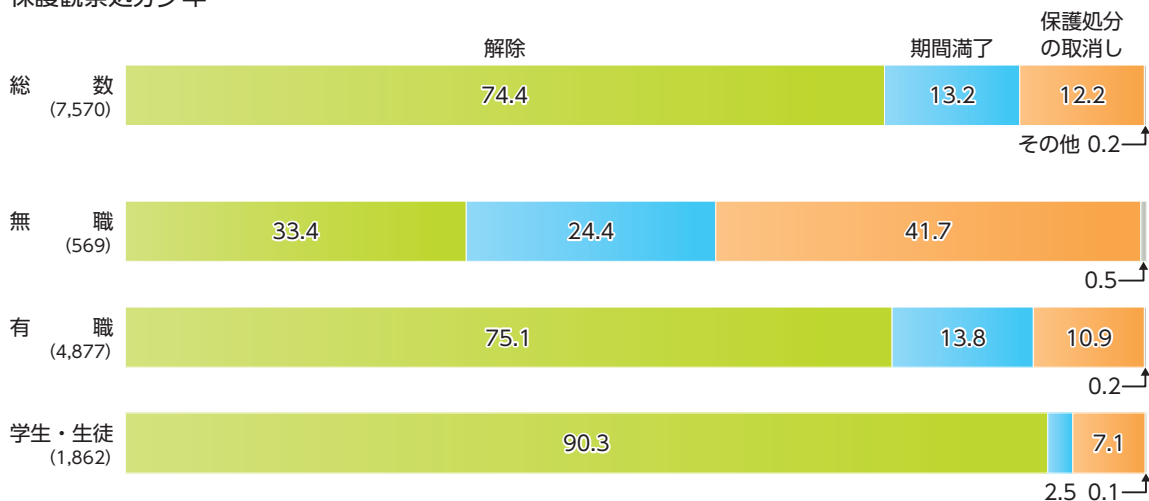
5 少年の保護観察の終了

保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。以下この項において同じ。）及び少年院仮退院者について、令和3年における保護観察終了人員の終了事由別構成比を総数及び保護観察終了時の就学・就労状況別に見ると、3-2-5-7図のとおりである。保護観察終了時に無職である者は、保護観察処分少年では41.7%、少年院仮退院者では25.7%が、保護処分の取消し（競合する新たな処分を受けたことなどにより、保護処分が取り消されること）で終了している（年齢層別の人員については、CD-ROM参照）。

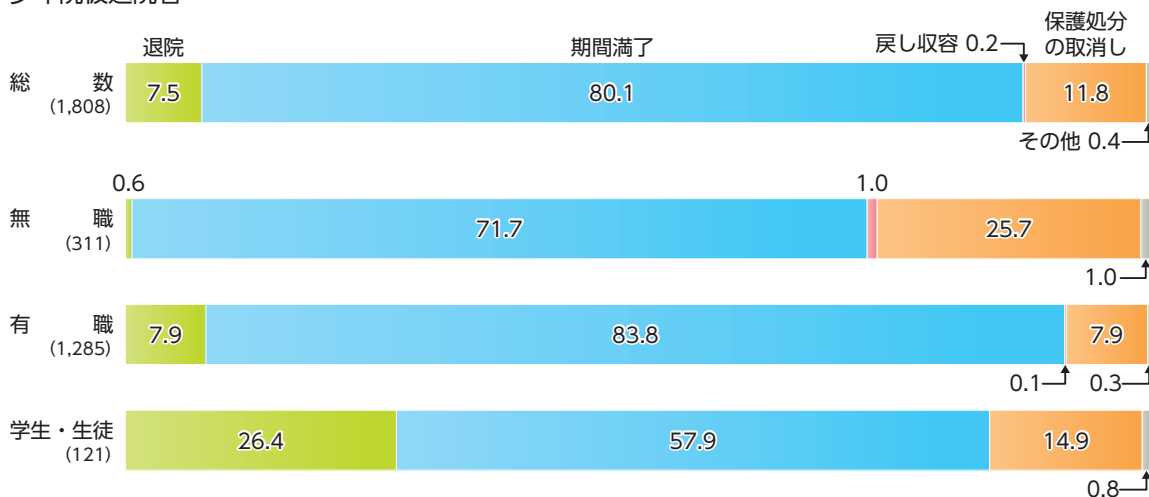
3-2-5-7図 少年の保護観察終了人員の終了事由別構成比（総数、終了時の就学・就労状況別）

（令和3年）

① 保護観察処分少年



② 少年院仮退院者



- 注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 「総数」は、「無職」、「有職」及び「学生・生徒」のほか、家事従事者、定収入のある無職者及び不詳の者を含む。
 4 「保護処分の取消し」は、保護観察開始前の非行・犯罪によって、競合する新たな処分を受けたことにより、前の保護処分が取り消される場合等を含む。
 5 「その他」は、死亡等である。
 6 ()内は、実人員である。

コラム4 少年の保護観察対象者への就労支援の取組

令和3年に保護観察を終了した少年のうち、保護観察終了時に無職であった者は、有職又は学生・生徒であった者と比べ、再処分率が高くなっており（5-2-5-6図参照）、不安定な就労状況が再非行のリスクを高める一方、就労を確保し継続して生活を安定させることは、非行からの立ち直りに欠かせない。保護観察所は、少年の保護観察対象者についても、CFPを活用したアセスメント（第2編第5章第3節2項（1）参照）により、非行に結び付く要因（問題）又は改善更生を促進する要因（強み）の一つとして、他の事項との相互作用や因果関係等について分析した上で就労等に関する処遇方針を決定している。就職の見込みのない者や短期間で離転職を繰り返し、不就労や離転職が非行に結び付いていると認められる者等については、就労が困難な背景を踏まえ、ハローワーク等の関係機関による支援につなげたり、地方公共団体の支援制度等の各種社会資源を活用したりするなど、必要な支援を検討・実施している。

このコラムでは、岐阜保護観察所が更生保護就労支援事業（第2編第5章第3節2項（9）参照）の取組等を通じて、少年の保護観察対象者に対して行っている就労支援の一端を紹介する。更生保護就労支援事業は、保護観察対象者等が適切に就職活動を行えるよう支援する就職活動支援及び協力雇用主のもとで就労した場合に確実に職場に定着できるよう支援する職場定着支援から成る事業であり（職場定着支援については令和2年度から実施）、同保護観察所管内には、平成29年度に更生保護就労支援事業所が設置され、就労支援に関する専門的知識及び経験を有する就労支援員が業務に当たっている。同保護観察所は、就労が課題となる少年に対し、まずは保護観察官や担当保護司が、日頃の面接において、就労への動機付けを高めることを意識した働き掛けを行っている。特に、度々転職する少年については、仕事を辞めようとする前や、辞めた場合でも早期に介入し、少年から事情を聞き、就労意欲が喚起されるように留意している。少年の中には、就職活動の方法等に関する知識が乏しい者や、仕事や学校生活でのつまずき体験等から意欲を失っている者もおり、就職活動を行うために寄り添った支援を行うことが適当な者について、本人の同意を得て、同事業所の就職活動支援の対象としている。少年院在院者で支援が適当と思われる者についても、少年院等と協議し、在院中に支援対象として選定することがある。

支援に当たっては、まず、就労支援員が支援対象者との面談等を行い、職歴、免許の有無、希望する職種等を把握し、就労支援計画を策定している。面談では自発的に話したがる少年も多く、就労支援員は、支援対象者が関心を持っていることや趣味等の話題をきっかけに話しやすい雰囲気を作るなどし、根気強く信頼関係を構築するように配慮している。支援においては、本人に適した職業の情報を提供し、就職活動の方法や採用面接に関する助言や面接の付添いなどを行っている。しかしながら、少年の中には、支援の途中で連絡をしても応じなくなる者や、支援を辞退してしまう者もある。友人・知人等のついでで就職したと述べながら、就労の実態が把握できなかつたり、自分の意思がはっきりしないまま周囲に流されて働き始め、不安定な雇用形態等が理由ですぐに辞めたりすることがあるほか、就職を巡って、保護者と意見が対立し、親子関係が悪化してしまうこともある。同事業所は、保護観察所に少年の状況を報告する中で、保護観察官との間で対応について協議しており、問題が生じた場合には保護観察官が少年と面接をしたり、保護者への働き掛けを行ったりして、再非行に至らないよう指導を行っている。

同事業所では、令和元年度から3年度までに、支援対象として22人の少年が選定されており、辞退や転居により途中で支援を打ち切った者もいたが、自分で就労先を見つけた者を含

め15人の少年が就職した。少年は、就職しても、職場に定着するのが難しいことが多いため、職場定着支援を行うことで職場定着がより確実なものになると見込まれ、少年及び協力雇用主が同意した場合には、保護観察所において、同事業所が行う職場定着支援の対象に選定している。同事業所では、本人にこまめに連絡し、困っていることや悩んでいることなどについて話を聞き、就労態度や対人コミュニケーションに関して助言するなどしている。そのほか、就労支援員が職場訪問するなどして、勤務状況等を把握するとともに、協力雇用主に対し、本人の適性に応じた職務内容の設定や適切な指導方法に関する助言を行うなどのフォローアップを行っている。このような継続的かつきめ細かな支援によって、少年が就労を継続し、自立した生活を送ることにつながっていると思われる。

岐阜保護観察所は、更生保護就労支援事業を含む様々な取組により、就労支援に取り組んでいるが、就労に結びつかなくても、就労意欲を喚起したり、将来の目標に目を向けさせたりするためにも、職場体験が有効な手段であると考えている。令和3年度には、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、残念ながら、保護観察対象者が関心を示した職種の職場体験を実施できなかったものの、今後も、地域の機関・団体と連携し、協力雇用主会の協力を得て、個々の少年の特性や事情に応じた支援を行っていきたいと考えている。また、4年度から、特定少年に対する指導として、ジョブキャリア学習（本節3項（5）参照）が導入されたことから、職場体験のほか、更生保護就労支援事業所の職員による講話や協力雇用主（第2編第5章第6節4項（3）参照）を交えた座談会等の実施を検討しており、職業人生のスタート段階にある特定少年の職業意識を醸成することができるよう準備している。

第1節 概要

① 起訴と刑事裁判

検察官は、家庭裁判所から刑事処分相当として少年の事件の送致を受けた場合、公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑があると思料するときは、原則として、公訴を提起しなければならない。

起訴された少年の公判の手続は、20歳以上の者の場合とほぼ同様である。ただし、裁判所は、事実審理の結果、少年の被告人を保護処分に付するのが相当であると認めるときは、決定で、事件を家庭裁判所に移送する。

少年を有期の懲役又は禁錮をもって処断すべきときは、刑の執行を猶予する場合を除き、処断すべき刑の範囲内において、長期（15年を超えることはできない。）を定めるとともに、長期の2分の1（長期が10年を下回るときは、長期から5年を減じた期間。以下この項において同じ。）を下回らない範囲内において短期（10年を超えることはできない。）を定めて、不定期刑を言い渡す。また、不定期刑の短期は、少年の改善更生の可能性その他の事情を考慮し特に必要があるときは、処断すべき刑の短期の2分の1を下回らず、かつ、長期の2分の1を下回らない範囲内において、処断刑の下限を下回る期間を定めることができる。ただし、改正法により、特定少年に対しては、20歳以上の者と同様に、不定期刑ではなく最長30年以下の範囲で定期刑を言い渡すこととなった（令和4年4月施行。改正法の概要については、本編第2章第1節1項参照）。

犯行時18歳未満の者には、死刑をもって処断すべきときは無期徒刑を科さなければならず、無期徒刑をもって処断すべきときであっても、有期の懲役又は禁錮を科することができる。この場合において、その刑は、10年以上20年以下において言い渡す。

② 刑の執行

少年の受刑者は、主として少年刑務所に収容され、20歳以上の受刑者と分離し、特に区画した場所での刑の執行を受ける。ただし、改正法により、特定少年については、この限りでなくなった（令和4年4月施行）が、18歳及び19歳の少年の受刑者と20歳以上の受刑者との接触については、個々の少年の受刑者の情操に配慮し、必要な措置を講ずることとされた。懲役又は禁錮の言渡しを受けた16歳未満の少年に対しては、16歳に達するまでは、少年院で刑の執行をすることができる。

③ 仮釈放

少年のとき懲役又は禁錮の言渡しを受けた者については、無期徒刑の言渡しを受けた者は7年（ただし、犯行時18歳未満であったことにより死刑をもって処断すべきところを無期徒刑の言渡しを受けた者については10年）、犯行時18歳未満であったことにより無期徒刑をもって処断すべきところを有期徒刑の言渡しを受けた者はその刑期の3分の1、不定期刑の言渡しを受けた者はその刑の短期の3分の1の期間をそれぞれ経過した後、仮釈放を許すことができる。ただし、改正法により、特定少年のときに刑の言渡しを受けた者については、この限りではなくなり、20歳以上のときに懲役又は禁錮の言渡しを受けた者の仮釈放（第2編第5章第2節1項参照）と同様の扱いとなった（令和4年4月施行）。

① 検察庁での処理状況

3-3-2-1表は、令和3年における逆送事件（少年法20条に基づき家庭裁判所から検察官に送致された事件）の検察庁処理人員を罪名別に見るとともに、これを処理区分別に見たものである。

3-3-2-1表 逆送事件 検察庁処理人員（罪名別、処理区分別）

(令和3年)

罪 名	総 数	起 訴	家庭裁判所に再送致		不起訴・中止
			公判請求	再送致	
総 数	1,525	1,472	158	18	35
刑 法 犯	85	79	73	4	2
放 火	—	—	—	—	—
強制わいせつ・強制性交等	5	5	5	—	—
殺 人	1	1	1	—	—
傷 害	16	14	13	1	1
窃 盗	33	33	33	—	—
強 盗	2	1	1	—	1
詐 欺	11	11	11	—	—
恐 喝	2	2	2	—	—
そ の 他	15	12	7	3	—
危 険 運 転 致 死 傷	5	5	5	—	—
過 失 運 転 致 死 傷 等	61	55	30	1	5
特 別 法 犯	1,374	1,333	50	13	28
道交違反を除く特別法犯	10	5	3	3	2
覚 醒 剤 取 締 法	—	—	—	—	—
そ の 他	10	5	3	3	2
道 交 違 反	1,364	1,328	47	10	26

- 注 1 検察統計年報による。
 2 移送及び年齢超過後の処分を除く。
 3 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。

2 通常第一審の科刑状況

3-3-2-2表は、令和3年における少年の通常第一審での科刑状況を罪名別に見るとともに、これを裁判内容別に見たものである。

3-3-2-2表 通常第一審における少年に対する科刑状況（罪名別、裁判内容別）

(令和3年)

罪 名	有罪 総数	死刑	無期 懲役	有期懲役・禁錮							罰金	家裁 移送
				不定期刑	定 期 刑							
					一 部 執 行 猶 予		全 部 執 行 猶 予					
				保 護 観 察 付		保 護 観 察 付						
総 数	57	-	-	16	40	-	-	40	2	1	4	
刑 法 犯	12	-	-	7	5	-	-	5	-	-	4	
わいせつ等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
殺 人	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	
傷 害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	
窃 盗	4	-	-	1	3	-	-	3	-	-	-	
強 盗	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	
詐 欺	3	-	-	1	2	-	-	2	-	-	-	
恐 喝	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
特 別 法 犯	45	-	-	9	35	-	-	35	2	1	-	
覚醒剤取締法	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
道 路 交 通 法	23	-	-	1	21	-	-	21	-	1	-	
自 動 車 運 転 死 傷 処 罰 法	21	-	-	8	13	-	-	13	1	-	-	
そ の 他	1	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	

- 注 1 司法統計年報による。
 2 「わいせつ等」は、刑法第2編第22章の罪をいう。
 3 「傷害」は、刑法第2編第27章の罪をいう。
 4 裁判時20歳未満の者に限る。

少年入所受刑者（懲役又は禁錮の言渡しを受けた少年であって、その刑の執行のため入所した受刑者をいう。）の人員は、昭和41年には1,000人を超えていたが、その後、大幅に減少し、63年以降は100人未満で推移し、令和3年は16人（前年比3人減）であった。3年における少年入所受刑者の人員を刑期（不定期刑は、刑期の長期による。）別に見ると、無期が0人、5年を超える者が9人、3年を超え5年以下の者が2人、3年以下の者が5人であった（CD-ROM資料3-12参照）。なお、同年は、少年入所受刑者中、一部執行猶予受刑者はいなかった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

少年の受刑者については、心身が発達段階にあり、可塑性に富んでいることから、刑事施設ではその特性に配慮した処遇を行っている。すなわち、処遇要領の策定（第2編第4章第3節1項（1）参照）に関しては、導入期、展開期及び総括期に分けられた処遇過程ごとに、矯正処遇の目標及びその内容・方法を定めている。また、矯正処遇の実施に関しては、教科指導を重点的に行い、できる限り職業訓練を受けさせ、一般作業に従事させる場合においても、有用な作業に就業させるなどしている。さらに、令和4年4月1日以降、改善指導の実施に関しても、犯した罪の大きさや被害者等の心情等を認識させるとともに、出所後の進路選択や生活設計を具体的に検討させ、社会復帰に対する心構えを身に付けさせるよう配慮するほか、民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）の施行により成年年齢が引き下げられたことを踏まえ、18歳以上の少年の受刑者については、民法上成年として扱われる年齢であることに鑑み、各種法令上の成年としての権利とそれに伴う責任等について理解させ、成年としての自覚を促すよう配慮することとされた。

加えて、少年の受刑者ごとに1人以上の職員を指定し（個別担任制）、その個別担任において、他の職員と緊密な連携を図りつつ、個別面接、日記指導等の個別に行う指導を継続的に実施している（少年の受刑者を含む若年受刑者に対する処遇の充実に向けた取組については、コラム2参照）。

なお、少年院において刑の執行をするときには、少年には、矯正処遇ではなく、矯正教育を行う（3-2-4-9表参照）。